

消費者団体訴訟制度の実効的な運用に  
資する支援の在り方に関する検討会  
第2回議事録

消費者庁消費者制度課

第2回消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の  
在り方に関する検討会  
議事次第

日 時：平成27年11月13日（金）14:00～17:00

場 所：消費者庁内会議室

1. 開会
2. 消費者委員会 消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループ報告書について
3. 適格消費者団体に対するヒアリング
4. その他
5. 閉会

○升田座長 それでは、定刻になりましたので、これより第2回「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」を開催いたします。

本日の検討会では、前回、皆さんに御議論いただきましたとおり、その議論を踏まえまして、まず、消費者委員会事務局に消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループ報告書を御報告いただき、その後に、適格消費者団体に対するヒアリングを行いたいと思います。

なお、本日の検討会、一応予定では3時間という時間を予定しておりますけれども、もちろん進行具合によるわけですが、途中で休憩を入れるかどうか検討したのですけれども、必要な方はどうぞ退室していただきまして、休憩は個人で必要に応じてお取りいただきまして、遠路おいでいただいている方もたくさんおられますので、可能な限り早く終わるように努めてまいりたいと思います。したがいまして、最大限3時間ということでお願いしたいと思います。

それでは、先ほど申し上げましたとおり、本日の配布資料につきまして、まず、消費者庁から御説明をお願いいたします。

○加納制度課長 それでは、本日もよろしくお願ひ申し上げます。

配布資料の確認であります。資料1としまして、消費者委員会のワーキング・グループの報告書であります。

資料2が「ヒアリング関係資料」ということで、これは事前に適格消費者団体の方に質問をしまして、その回答をまとめたものであります。

資料3が「検討項目及び今後の進め方」というペーパーであります。前回の御議論の中で、中長期的な課題についても検討することにはどうかという御指摘がありましたので、第7回の方に検討項目として入れております。

参考資料でありますけれども、これは同じく適格消費者団体に関するヒアリングの資料であります。昨年開催いたしました認定・監督に関する指針等検討会において使用したものでございます。

あと、基本資料ということで、お手元に机上の配布物ということで置かせていただいております。

資料としては以上でございます。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、早速ではあります。最初の議題であります消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループ報告書の報告に移りたいと思います。

本日は、消費者委員会事務局より、友行企画官にお越しいただいております。どうもありがとうございます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○消費者委員会事務局 消費者委員会事務局の友行でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元に配布していただいております資料1に基づきまして、御説明を差し上げたいと思います。

まず、中身に入る前でございますけれども、この報告は、消費者委員会の下に、消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループを設置いたしまして、有識者ヒアリングですとか、いろいろな調査を経まして、取りまとめを行いまして、今年の8月に消費者委員会本会議に報告をされ、了承・公表されたものでございます。

ワーキング・グループ設置の経緯でございますけれども、消費者被害が極めて多様化・複雑化している中で、消費者行政においても、その予防の段階、制度設計の段階、執行の段階、いろいろな段階で、行政だけで全てを完結して遂行していくことがなかなか難しい時代になっている。また、消費者団体等いろいろな民間団体の力を活用しながら、消費者行政の目的である消費者権益保護の実現ということを遂行していかなければいけない時代になっているという認識に立ちまして、行政が民間といろいろな形で連携することが必要になってくる場合がある。そういう場合に、どういう連携の在り方があるべきなのか、その方向性を打ち出すということが目的でございました。

報告書の題に「行政のスリム化・効率化をこえて」とございましてけれども、単なる行政のスリム化・効率化のために、いわばコスト削減の手法として、民間の方に業務を丸投げしたり、あるいは場合によっては民間に対して事業の最後のところだけをやってもらおうというのではなくて、民間の力も一緒に借りながら、行政をより充実させていくという方向で、消費者行政もやっていくべきという考えが込められたものと承知しております。

この報告は、建議などのように特定の相手を想定して作成されたものではございませんで、ワーキング・グループとしての検討結果を取りまとめたものでございます。様々なところで、ここにある考え方を参考にして役立てていただければという思いで公表されたということのように承知しております。

それでは、資料に基づきまして、中身の説明に入らせていただきます。

お手元の資料1を御覧いただければと思いますが、1枚めくっていただきますと、頭のところが概要資料になっております。3枚ほど付けてございまして、その後、ピンク色の扉がございまして、表題。それから1枚めくっていただきますと、目次から中身に入っていくような形になっております。

全体としては4部構成になっておりまして、第1のところでは「はじめに」、第2のところでは、保障行政という考え方を御紹介しております。第3のところでは、いろいろなところでヒアリングをしておりますので、そのヒアリングをした結果をまとめたものを掲載しております。それから、最後の第4のところはまとめとなっております。

それでは、中身に入りますが、この報告書の本文のところを見ていただきまして、1ページ目の「はじめに」のところは省略させていただきます。

第2のところの3ページからでございますが、まず、ここでは「消費者行政における官民連携の意義～保障行政論を手掛かりに～」とございます。この保障行政という言葉で

ざいますけれども、3ページの1の1パラグラフ目でございますが、保障行政とは、国や地方公共団体が公益の実現を直接自らの手で行うのではなく、民間の主体が公益のために活動する役割を担い、国・地方公共団体が枠組みとなる制度を設定した上で、状況を観察して必要な態様の関与を行うといった行政のやり方を意味しております。ドイツの行政法学界で2000年ごろから使われるようになった理論だと聞いております。これは、規制緩和や行政組織のアウトソーシングによるスリムな国家ですとか、ただ顧客の満足度を計測するサービス国家というのとはまた異なり、国や地方公共団体、民間の主体が公益を活性化する国家という考え方でございます。

4ページ、3の真ん中あたりのところでございますけれども、国や地方公共団体は、公益を実現するために必要な知識と情報を全て自力で収集、創出及び普及できるわけではないというように、ここでは官の限界というのを認識しております。ただ、その一方で、真ん中あたりのパラグラフですけれども、もっとも、保障「行政」の考え方は、民間の主体だけで公益を実現することの限界も認識しているということでございます。

4でございますが、消費者行政と保障行政の関係でございます。そもそも消費者法制の目的は、市場で事業者が消費者に対し情報及び交渉力において優位に立つという不均衡な状態を考慮して、両者間の関係を規律することにあるといわれております。5ページのところでございますが、日本の行政組織は、長らく、基本的に産業の保護育成のために業種別に縦割りに編成されている。行政組織の内部において消費者の視点を強化して均衡を回復させる意図により、消費者庁及び消費者委員会が設置されたところに記載されております。

最後のパラグラフでございますが、消費者行政における保障行政の考え方は、スローガンのように言えば、市場において消費者の視点が強化されるように、手段を講ずるべきこと。具体的には、市場で消費者が利用できる情報が創出、伝達されるように、また消費者の交渉力が充実強化されるように、行政機関が仕組みを作り、また働きかけることである。こうした保障行政ですが、市場における消費者の視点を強化するために、それぞれの強みを生かしながら連携できるようにすることが重要な目標になる。これが保障行政の考え方でありまして、最終的に、それぞれの強みを生かしながら連携していくことが目標であるという、ここが官民連携のこの報告書の考え方の出発点に立っているものでございます。

こうした考えを整理いたしました上で、いろいろな団体にヒアリングした結果を第3以降で整理しております。

6ページでございますけれども、「1 消費者団体の連携」というところを一番最初に持ってきております。

日本の消費者団体でございますけれども、(1)のアにございますように、統計でございますが、2,430団体と多くの消費者団体が存在しているという、これが事実でございます。

7ページの最初のところでございますが、欧米の消費者団体と比較してみますと、欧米における消費者団体は大衆への情報発信を行っており、規模も850万人にも上るなど、大き

いというところがありますが、一方で、日本の消費者団体は、多数の会員を擁する欧米の団体と比較して会員の数は少数にとどまっております。情報ですとか、資金ですとか、正統性の獲得について行政に頼らざるを得ないという状況でございます。そのため、消費者団体の活動が、行政からの補助金の範囲、あるいはボランティア精神をもって自己負担で支出できる範囲に限定されてしまい、場合によっては、行政から委託される事業に活動が限定されるといったこともあるのではないかとこのことを指摘しております。

「ウ 会員拡大の難しさ」ですが、特に若い会員などが集めにくい実態があるということをご整理しております。

8ページでございますけれども、そうした消費者団体でございますが、もちろん期待される役割はたくさんありまして、「ア 地域性の発揮」というところでは、消費者問題は地域によって異なるという特徴があるかと思っておりますので、例えば地域に根差した活動に着目して、オリジナルな問題意識を持つことが有意義であろうと

それから、「イ 独自性の発揮」でございますけれども、例えば高齢者が多い消費者団体であれば、介護や葬儀等の高齢者が関心を持つ消費者問題に特化した活動をするなどといった役割も期待されております。

また、「ウ 行政・事業者と消費者をつなぐ役割」、ここも重要でございますが、例えばリコール情報などについては、行政が広報を行っておりますけれども、なかなか一般の人のところには届かない。そこに消費者団体が入っていった情報の伝達をするという役割も期待されているところでございます。

9ページ「行政による消費者団体への支援の在り方」でございますが、一つは、積極的な行政からの情報提供と、それから、消費者団体のITの活用に関する技術的支援ということで、行政が使いやすい形で情報を提供するですとか、またはいろいろなITの活用に関して、行政の側から技術的な支援を行うといったことが考えられるのではないかと。

あとは「イ 交流・連携の場の設定」。

それから、「ウ 財政支援」。例えば、消費者団体に対して委託や補助金による活動支援を行うこともあるかと思っておりますが、この場合、複数年にわたり同一団体による同一内容の活動への支援が続くと、逆に消費者団体の発展性が見込めなくなる可能性もあるということにも留意し、支援を行う場合には、例えば地域の消費者問題に対応した活動をしているかとか、団体の活動の広報を積極的に行っているかとか、そういったことにも留意してはどうかということをご指摘しております。

10ページに参りまして、「2 適格消費者団体との連携」でございますけれども、10ページの下から11ページの上段部分のところは、適格団体の活動の内容が書かれておりますが、(1)の現状と課題で「ア 財政状況」でございます。ヒアリングをいろいろ行いましたけれども、やはり財政的に厳しい、十分な収入を得られていないということがございました。

12ページ「イ 組織体制」といたしましても、団体会員に依存しているということも

あり、また、弁護士の協力を仰いでいるところも、例えば弁護士に対しては交通費等の実費のみ支払っている場合もあるということもございました。

13ページの下の「適格消費者団体の公益的役割と行政による財政支援の必要性」のところでございますが、ここでは、適格消費者団体は、消費者の視点に立って市場の監視者としての役割を担っている。その役割の重要性に鑑みれば、適格消費者団体の活動を充実させ、拡大させる環境を整える必要があるのではないかと述べております。

14ページの頭のところでございますけれども、消費者団体訴訟制度は、従来は行政の役割とされてきた事業者の不当行為の是正という作用の一端を、それを担うにふさわしいとして国が認定した適格消費者団体に差止請求権の行使という形で実質的に担わせる制度であると評価することもできると考えられる。その意味で、適格消費者団体は、行政における執行を補完する重要な役割を果たすことになることと記載しております。すなわち一定の行政機関と同じような、それに比肩するような役割を担っている団体については、それ相応の支援の在り方を考えていく必要があるのではないかとというのが、この報告の考え方でございます。

なお、第三期消費者基本計画においても、そういったことが細かく記載されております。

適格消費者団体への支援策の方法ですけれども、ここで挙げておりますのは、14ページ、アとしては、地方消費者行政推進交付金の拡充ですとか、イとしましては、15ページで基金の設立、それから、財政的な支援だけではなくて、ウといたしまして、適格消費者団体やそういった制度自体の広報なども必要ではないかと指摘しております。

16ページ「(4) 適格消費者団体の認定を目指す消費者団体への支援」も考えてはどうかということも指摘しております。

17ページの(5) 特定適格消費者団体との連携における課題、「イ 財政面の支援」でございまして、こちらについても記載のとおりでございます。「財政面の支援」、それから「情報面の支援」といったことも考えてはどうかということ、ここで記載しております。

18ページに「3 事業者・事業者団体との連携」でございまして。

事業者を消費者政策推進のための重要な主体と位置づけ、事業者の消費者志向経営が促進されることが消費者政策において有用であることは改めて述べるまでもない、ここに記載しております。そのための連携の方法の一つとして、(1)の「ア 消費者志向経営の評価」で、19ページに参りますけれども、評価の主体について検討すると、行政による評価は定型化されていて、評価の基準が明確にされるのですけれども、踏み込んだ事例を消費者の目線で評価するには、消費者団体との連携が有効である。評価指標の作成に当たっては、消費者団体の協力を得ることが有用ではないかということで一つ挙げております。

また、「イ 消費者志向経営の重要性の周知」も大切だと述べております。

それから、こうした事業者団体と連携する連携のアイデアでございまして、アの規制のことにつきまして、行政主導で行われる規制というのがありますけれども、例えば

実態をよく把握している業界団体や事業者が消費者の視点を取り入れつつ、規制の趣旨に応じたガイドラインの原案を作成する。めくっていただきまして、20ページの頭のところですが、それを行政が活用・支援するような形があってもいいのではないかとということをご提案しております。

20ページの「イ 消費者教育」でございますけれども、この消費者教育の部分については、消費者の関心が比較的高く、企業も参入しやすい分野であることから、連携の余地が大きいのではないかと。

それから、ウのところでございますが、ヒアリングをいろいろ重ねてまいりますと、消費者問題を解決するために、情報技術を活用する余地がまだまだあるという話も聞かれました。官民連携のための情報技術の利活用といたしまして、まず、21ページの（ア）でございますが、行政が保有しているデータを民間が使いやすい形で公表する。そして、その公表されたデータを使って消費者問題の解決のための情報技術を利用した、そういった面での連携ということも考えていってはどうかということをご指摘しております。

22ページに参りまして、今度は研究機関や大学との連携の話でございます。研究機関はもちろん高度の専門性を有しておりますので、消費者行政の分野においても、連携することに意義があると。ここで事例として二つほど挙げておりますけれども、研究機関と連携することによって、こうしたことも可能になるのではないかとということでございます。

23ページの「（2）大学との連携」でございますけれども、大学の中でも特に地方の大学は地域への貢献が求められているということで、事業者や消費者団体と大学の連携を行政が促進することで、大学を連携のプラットフォームとすることも考えられるということをご記載しております。そうしたことをすることによって、若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぐですとか、トラブルに巻き込まれた場合に自分たちで対処できる力も付けていくことができるのではないかとご指摘しております。

24ページ「5 消費者行政の多様な主体の参画の推進」ということをごさしまして、行政ですとか、事業者ですとか、消費者団体、各方面の専門家が議論できるようなマルチステークホルダー会議のような場の設定が有効であると。

それから、25ページでございますが、新たに場を設定するだけでなく、既にある既存のネットワーク、消費者安全確保地域協議会ですとか消費者教育推進地域協議会などがもしあれば、そういったものを活用していくこともできるのではないかとご指摘しております。

26ページ「6 行政内部の課題」でございますけれども、行政としては、国・地方公共団体は、行政組織の縦割りないし縦割りの予算配分の論理を、民間の団体との連携の場に持ち込んで、民間の主体に負担をかけてはならないということをご指摘しております。

28ページでございますが、ここからは第4といたしまして、まとめのところでございます。「消費者行政における官民連携の中長期的な指針」といたしまして、4点挙げております。



一つ目は「1 国・地方公共団体と民間の主体との異なる特性を生かすこと」でございまして、国と地方公共団体、それから民間の主体との性格の違いを消去する方向で考えるのではなく、むしろその違いを生かすべきということを指摘しております。

それから、29ページ「2 民間の各主体又は官民連携プロセスの全体を適度に規律するとともに助成すること」ということで、国・地方公共団体が官民連携によって連携した場合に、基本的な規範から逸脱する態様で公益活動が行われてはならない。そのために、国や地方公共団体は、官民連携に当たり、連携する民間の主体に規律をかける。官民連携すると問題が起きるということでは困るので、一定の条件を課す必要がある。ここでは、標語的に言えばということ、専門性、中立性、透明性、守秘義務などの権利侵害の防止が必要であると述べております。

若干ここで補足してございまして、例えば、29ページの（1）で専門知と現場知とありますけれども、専門性といいますが、いわゆる専門家だけではなくて、経験に基づいた現場の知恵ということも有用ですよということを指摘しております。

30ページ「行政の中立性と財政補助の問題」でございまして、これは（2）の一番最初のパラグラフのところ、国・地方公共団体が、市場における情報と交渉力の不均衡を是正するため、民間の主体が必要な資源（情報、人員、財源等）を備えて消費者の利益を表出し実現できるように支援することが、正に国や地方公共団体の任務である点に留意すべきである。こうした不均衡を是正する趣旨の支援によって、官民連携の中立性が損なわれるとはいえないというようなことを指摘しております。

31ページ、3のところ「政策決定から執行までの全局面を視野に入れて適宜『議論』の段階を設けること」と記載してございまして、これは、日本における官民連携の制度化は全体として、個別の決定ないし執行に近い局面における事業者との連携に傾斜し、一般的なルールの設定や政策決定に近い局面では、官民連携の制度化が遅れている。往々にして執行の面で議論されることが多い。そうすると、行政の下請をさせるものという印象を生みかねないのですが、そうではなくて、事前とか中間の議論の段階で、議論の段階を設ける必要がある。

例えばということ、32ページの下のごとでございまして、消費者教育ですとか政策評価の段階で連携するということであれば、議論のいろいろな段階で連携しているということになるのではないかと指摘しております。

33ページの4でございまして、「公益を実現する場としての市場を考えること」ということを指摘しております。これは、消費者と事業者という線引きを過剰に考慮せずに、市場が公益を実現する場となるように方向づけるべきであるということをごとで指摘しております。

まず一つ、事業者でございまして、事業者はもちろん市場の一員でございまして、その事業者を市場に取り込む。どういう形で取り込むかということでごとでございまして、事業者を含む民間の主体が公正な場を構築するために、幅広く参画することを促す方策をと

る。具体的には、事業者などが参加する協議会を組織するということがまず一つでございます。それから、事業者による消費者志向の取組を評価する仕組みを作るということが二つ目でございます。三つ目は、事業者による自主規制基準を作成するというところでございます。

34ページ、市場のもう一つの立場でございます消費者でございますけれども、この消費者につきましても、市場において、財やサービスそれ自体、またはそれらの生産や提供の対応が公益を保護し、向上させることが、消費者にとってのメリットとして消費選択が行われることにより、こうした多様な財やサービスを供給する事業者が優遇されれば、市場は更に強く、公益を実現する機能を担うことになる。そういったことを消費者が意識して、こうした消費行動をとるという方向を目指すということでございます。

以上でございますが、この報告書は、消費者行政をこれから中長期的に考えていく上でどういう在り方が必要だろうという問題意識に基づいて調査検討を行ったものでございます。この報告を踏まえて、よりよい官民連携の在り方について検討する。例えば、財政支援を求めるといふことがあるのであれば、その求めるときの一つの考え方として、こういう理念を活用していただければと思っております。

以上でございます。

○升田座長 ありがとうございます。

では、時間は余りありませんけれども、御質問等ございましたら、どうぞ。

○三ツ石委員 ありがとうございます。経団連の三ツ石でございます。

まず、基本的な考え方といたしまして、この報告書に掲げられておりますような正統性のある事業者団体を我が国が中長期的な視点から育てていくということ。また、適切な役割分担のもとで、それを官民、事業者団体と消費者団体とか、そういったところが連携をしていくというのは、非常に重要なことだろうと思っております。

その上で質問させていただきたいのですけれども、報告書の7ページ「イ 欧米の消費者団体との比較」のところでございますが、2パラ目で、我が国の消費者団体につきまして、情報、資金、正統性の獲得について行政に頼らざるを得ないというようなところ。それから、その下でございますけれども、場合によっては、行政の問題意識を団体の問題意識とするようになり、自ら問題提起をすることが難しくなるというような御指摘がございます。

それと、その後ろの方なのでございますけれども、17ページ「(5) 消費者裁判手続特例法に係る特定適格消費者団体との連携における課題」というところで、「イ 財政面の支援」、「ウ 情報面の支援」ということが掲げられておりますが、前段の7ページの指摘と17ページのところの関係性について、どういう流れでここに至っているのかということにつきまして、もし御議論があれば、教えていただきたいと思います。

また、消費者団体の独自性の発揮、正統性の獲得を妨げないようにするにはどうしたらいいのかということについて、その支援をするという前提です。支援をする場合に、消

費者団体の独自性の発揮、正統性の獲得を妨げないようにするためにはどうしたらいいのかということについて、もしワーキング・グループで御議論があれば、御紹介いただきたいと思います。

念のためですけれども、アのところで、恣意的な事件の選定についての監督というところで懸念が示されておりますけれども、ここではなくて、消費者団体の情報、資金面で行政が関与することについて、どういった議論があったかということにつきまして、御紹介いただければと思います。

また、もし可能であれば消費者庁の方にお伺いしたいのですけれども、この報告書の11ページの「(1) 適格消費者団体の現状と課題」の1段落目の最後のところで、「どの団体も活動に十分な収入を得られていない」という指摘がなされております。こちらの指摘と、現在の適格消費者団体の認定基準である経理的な基礎というところについて、今、何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○升田座長 どうぞ。

○消費者委員会事務局 最初に御質問いただいたところなのですけれども、まず、財政支援の基本的なワーキング・グループでの議論の中身ですが、ただ単に支援すればいいというような形で議論がされたわけではありませんで、具体的な支援の在り方は、それぞれのところで検討していただくと委員会でも考えておまして、その考える上での議論の考え方の一つとして、それを整理する必要があるというのが、この報告書を作成した経緯でございます。具体的なやり方などについては、それぞれのところでお考えになるものだと思います。

支援についての具体的な理念のところでございますけれども、それは最初の保障行政のところに整理されておまして、もう一度繰り返になってしまうかもしれないのですけれども、民間の主体が公益のために活動する役割を担う。行政は、そのための枠組みを設定して、状況を観察して、それを見て必要な関与を行う。基本的に民間の活動を行政がバックアップするという、それが保障行政の考え方なのですけれども、そういった考え方が一つあるというのを議論のたたき台として考えていってはどうかというのが、この報告書の理念としては一番いいところだと認識しております。

○升田座長 では、消費者庁の方。

○加納制度課長 まず、三ツ石委員の2点目の御指摘でございますけれども、このワーキング・グループの報告書自体は、あくまでも消費者委員会として取りまとめられたものであって、消費者庁の見解ではございませんので、そこは最初に付言させていただきます。

御指摘の、例えば適格消費者団体の経理的基礎に関する要件につきましては、現在の消費者契約法のガイドラインの中でも触れておりますけれども、一つはそういった収入面も見ますが、それ以外に、基本財産としてどういったものがあるかとか、ボランティアとしてどういった人が参画しているかとか、施設や物品などがどのように整っているかとい

たところも踏まえて、経理的基礎があるかどうかというのを判断するとしておりますので、このワーキングの書き方がどうかというのは、私はあえて申し上げませんが、収入以外の要素も加味した上で、経理的基礎があるかどうかを判断しているという運用でございます。

それから、1点目の方は、私からお答えすべき問題ではなくて、消費者委員会からお答えすべき話でありまして、ただ三ツ石委員の御指摘は、要するに、行政の丸抱えになることと、それから、団体の自主性というのがちゃんと両立するのですかというのが恐らく三ツ石委員の問題意識だと思います。そこは、行政の支援は必要な範囲でももちろんすべきだということではありますが、それ以外に、団体が自主的に基盤を確立するということとの兼ね合いが、恐らくこのワーキングのいいたいことではないかと推測いたします。

○三ツ石委員 ありがとうございます。

○升田座長 そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○大高委員 ありがとうございます。大高です。

消費者委員会からの報告、ありがとうございます。現状の消費者団体の在り方について、この検討会の関係でも非常に参考になる有益な情報があったのではないかと思います。

ここで提案された幾つかの支援等、官民連携の在り方の提案については、もちろん実現可能性はいろいろあると思いますので、全て実現できるか分からないですけれども、できる限りこの検討会で、少なくとも議論の俎上に載せるべきではないかと思いました。それを踏まえまして、議論の経過について、もし御存じのところがあつたら、何点か教えていただきたいところがございます。

三ツ石委員と同じく、7ページの「欧米の消費者団体との比較」に関連して一つお尋ねしたいのですが、こちらでも御紹介いただいているように、欧米の団体は広く一般の消費者の方からもサポートといいますか、つながりを持って活動ができている団体がある一方、我が国の団体はなかなかそういう広がりを作りにくい状況にあるというのが御紹介されているかと思えます。こういう差異といいますか、違いが出てきている原因等について、何かワーキング・グループの中で議論があつたのであれば、御紹介いただきたいなと思っております。それが1点目。

2点目は、14ページになりますけれども、地方公共団体による支援です。団体に対する支援に関して、事業者と争うことを主目的とする団体を支援することに対してちゅうちょがあるという御意見があつたというヒアリング結果が載っております。今回の適格団体の方々からのアンケート結果を見ても、地方公共団体に対する団体の支援については、地域差がかなりあるように見受けられます。このヒアリングで、こういった地方公共団体側が支援をちゅうちょしてしまうような事情について、この報告書に書かれたこと以外にも何かもし挙がっていたのであれば、御紹介いただければありがたいと思います。

以上です。

○升田座長 よろしく申し上げます。

○消費者委員会事務局 まず、7ページのところの御質問ですけれども、なぜ日本の消費者団体は欧米と違うのかということでございますが、例えばこの7ページの「ウ 会員拡大の難しさ」の最初のところでございますけれども、日本の消費者団体は、その活動の目的が一般消費者の利益実現を目指しているということで、その団体にわざわざ入らなくても利益を享受できるということなので、それでなかなか活動が広がっていかないということが一つ考えられるのかなと思います。

あともう一つ、14ページ、自治体からの支援ということですが、一般的な話として、例えば財政難というのがあるのかなというのも思いますし、限られた資源の中でどこに分配していくかという話になるのだと思うのです。それと、例えば税金で個人の利益を守るのはどうなのかということも、もしかしたらそういうことを懸念していることがあるのかもしれないなと思ったりもするのですが、それについては、例えば行政型のADRというものが既にありまして、それについては費用負担がないということもあるので、必ずしもそこにこだわらなくてもいいのかなというところは若干感じますけれども、このぐらいです。

○大高委員 ありがとうございます。

○升田座長 どうもありがとうございます。

今日の主要な議題はヒアリングでありますので、早速、次の議題に移りたいと思います。

本日は、非常にお忙しい中、また、遠路の方もいらっしゃいますけれども、全12の適格消費者団体の方々にお越しいただいております。どうもありがとうございます。

まずは、本日のこの議題の進め方ですが、適格消費者団体の方々から御意見をいただきたいと思います。前回もありましたけれども、各団体で同じようにお話しいただくこととなりますと、重複というようなこともありますので、そこで、まず事前にお話しさせていただいておりますが、適格消費者団体の諸事情を踏まえまして、最初に比較的規模が大きい適格消費者団体として、別に規模が大きいどうのこうので意味があるということではなくて、とりあえずということですが、消費者支援機構関西の二之宮さんにお話しいただく。続きまして、規模はさほど大きくないけれども、適格消費者団体として活動しておられる京都消費者契約ネットワークの野々山さんからお話をいただく。そして、最後に、公益社団法人として全国消費生活相談員協会の石田さんからお話をいただく。それぞれ10分程度お話をいただきまして、そのほかの適格消費者団体の方々につきましては、重複などの点もあるものですから、既に述べられた御意見に表れなかった事項、あるいは是非この点は強調しておきたいという事項がございましたら、時間を切って恐縮ですが、3分程度でお話をいただく。こういう手順で進めてまいりたいと思います。

後にまたいろいろ委員の方から質問もありますので、そういう点も踏まえて、ひとつ御発言をお願いしたいと思います。

では、以上のような前提によりまして、まず最初、紹介いたしましたけれども、消費者

支援機構関西の二之宮さんからお願いいたします。

○消費者支援機構関西 消費者支援機構関西の常任理事をしております二之宮といいます。本日は発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

資料の方は、資料2の12ページからが当団体の資料になってございます。ペーパーで出している部分についてはお読みいただければと思いますので、ポイントについてお話しさせていただきますと思います。

まず最初に、1番目の差止請求関係業務の体制がどうなっているかと、その後の話にも関係してきますので、簡単に説明いたしますと、理事会がありまして、その下に検討委員会がございまして、その下に、個別の案件ごとに検討グループを編成して取り組んでおります。

ざっと飛びまして、次のページ、2番目の活動資金はどうなっているかということについて御説明いたします。2014年度の経常費用、実績として1,159万ほど書いてございますが、大体毎年1年間で1,000万ぐらいという金額でやっております。ただし、理事、検討委員、検討グループのメンバーは全て交通費のみお支払をしており、その他の費用はボランティアでお願いしております。訴訟になった場合には、弁護団には着手金・報酬というのを50万円ほどお支払させてもらっています。ただ、これは実質的に、相場を考えますとかなり低い金額になっています。そのため、問題点として、メンバーが固定化してくる。毎度毎度同じ弁護士さん、司法書士さんをお願いするという形になっております。こういった点を考えますと、活動の持続性、継続性というのが将来非常に危ぶまれているところでございます。

実際、弁護士だとか司法書士をふだんどうやってお願いしているのか、探しているのかということをお聞きさせていただきますと、弁護士会、どこの単位会でも消費者委員会というのがございます。そこで消費者問題に取り組んでいる弁護士、あるいは司法書士の方々に、KC'sはそこへ参加させていただきまして、KC'sはこういうことをやっていますという報告、紹介をさせてもらっています。

訴訟の取組、あるいはその前段階の検討グループの取組とかを紹介して、ちょっとでも興味を持ってもらって、参加をお願いしたいと。新たな訴訟に発展しそうな検討グループ、検討案件になってくると、是非とも、特に若手の先生方に参加いただきたいというので回っているところですが、実際には、形式的には忙しいからということで断られるのが常でございます。その忙しいというのは、別に形だけで言っているのではなくて、本業を夕方までして、その後、弁護士会の委員会活動をして、その後、適格団体の活動と、なおかつボランティアでというところになると、やはり忙しい、ちょっと参加できないというのが本年のところだと思います。

では、実際どうやって獲得しているかというのと、それまでの訴訟に携わられている、あるいは検討グループに携わられている弁護士さん、司法書士さんの知り合いの方に、一本釣りのような形をお願いしている。だけれども、そこでもなかなか最終的には担い手には

なっただけないというところが現状でございます。

これがきちんとした費用をお支払できるということになってくると、参加も見込めるし、人的な広がり、活動の継続性というの見込めるのではないかと考えております。

先ほどのペーパーに戻りますけれども、2014年度に受けた情報提供は97件ありました。その中で新たな検討グループを立ち上げたのは3グループだけです。後のは必要なかったというのでは必ずしもなくて、限られた人的資源からすると、3グループ立ち上げるのがむしろやっとなところでございます。この辺がもう少し資源が人的にも、財政的にも十分であれば、もう少し本来取り組むべき案件というのは当然ございました。

その下書いているのは、では正当な費用、きちんとした費用をお支払できればと、抽象的に言っているかもしれないので、KC'sの方で試算をしてみました。それが2.で書いている金額です。時給3,000円、6,000円、1万円とか、その辺の試算の根拠が書いてありますけれども、これに実際に掛かっている時間を当てはめると、これぐらいになっていくのではないだろうか。

文書作成費用については、1通10万円と試算しました。これは、訴訟の前の事業者側に申し入れる文書あるいは質問文書とかは、出しておしまいでなくて、検討グループで検討した案件を、更に法律の専門家である弁護士や司法書士が文書の形にするわけですから、当然、法的な視点で組み立てていく。そうすると、かなりの質、量になっていきます。それがずっと出ていくのではなく、更に検討委員会、理事会で確認、もんでもらって、またチェックが入ると、それを何度か繰り返して1通出すということになっていきますので、10万円と試算しましたがけれども、これは必ずしも高いというよりも、むしろこれでも安い金額で試算しているのではないかと考えております。

その下、資金の寄附をどうやって集めているか、どういう割合かというところを書いてございます。

そこで一つ補足しておきたいのは、KC'sは認定NPOの認定を受けましたけれども、その前後で実質的な変化がございません。要するに、認定NPOをとったところで寄附金が殖えたということには全く結びついていないということをお伝えしたいと思います。

次のページへ行きまして、収入や会員を増やすためにどのような取組を行っているのかというところで、当団体の一つの特徴としましては、事業者とも話し合い、双方向セミナーというのをやっております、話し合いによって、よりよい市場、公正な市場というのを目指しております。

そういったところで、一定の事業者側の認知度というのも高まってくる。双方の誤解を話し合いで解決していくということをやっておりますが、そのことが会員、収入に結びつくかという、余り結びついておりません。右肩上がりが増えていっているわけではなくて、毎年、やはり辞められる会員の方もいますので、現状維持というのが実際のところですが、減っていく中で、どうやって増えていっているのかというところは、KC'sの方に情報提供される消費者の方、一般市民の方がございます。その方からいただいた情報を基に、検討

グループ申入れ、事前の話合いでの解決、あるいは訴訟による解決というのが目に見えて消費者の方、情報提供いただいた方が感じていただけると、なるほど、そういうことをされているのなら私も会員になりますという形で会員になっていただくというのが一番堅実な会員が増える状況になってございます。

飛びまして、下の方の「3. 支援」について、ちょっと口頭でお伝えしたいところは、やはり新制度は何事もそうですけれども、最初、制度が動き始めるときが一番大変だと思います。ローギアでエンジンをかけてスタートするときが一番電気もガスも食うわけですし、そこがどうなっていくのか分からない。ここが少なくとも、最初一巡、一回配当するところまで、どれぐらい本当に資金が掛かるのか、人が掛かるのか、資料が必要になってくるのかというところが全く見えない状況です。未来永劫ずっとというのではなく、まず一回動かすところぐらいまでは何とか支援いただきたいと思っております。

それから、ずっと飛びまして、16ページの真ん中のところです。新制度について、その周知というところと、共通システムというところについて少し説明させていただきたいと思います。

先般、KC'sが提訴した事件で、1回目で事業者側が認諾してきて集結したという事案がございました。それまでの事前の交渉ももちろんやっているわけですが、その間は、やはりもう一つのらりくらしといいますか、解決に結びつかなかったのですが、裁判をすると、いきなり認諾してくる。ここの原因、事情の一つとしては、差止制度が消費者にもまだ周知されていないところがあるとともに、事業者側にもまだやはりもう一つ周知されていない。だから、最後の最後までいって、ようやく、ああ、そういう制度なのですねというところがございます。新制度についても、同じ問題は懸念されますので、一般市民、消費者側のみならず、事業者側にも周知を是非図っていただきたいというのがございます。

それから、共通システムを作成するというところを書いてございます。これは何のことだと思いになるかも分かりませんので、KC'sの方で考えている、こういうシステムがあったらどうだろうかということについて、少し説明させていただきます。

共通システムの活用場面としましては、2段階目の手続で活用することを考えています。共通システムを作ることの意図、目的は二つございます。1点目は、対象消費者の利便性と信頼性を高めて、2段階目の手続参加率の向上を図るということです。二つ目は、特定適格消費者団体の負担を軽減し、制度の持続可能性を図るという点にございます。具体的に説明しますと、知れたる対象消費者への個別通知を行う場合や、授権後の各種の連絡、意思確認を行う場合を想定しますと、対象消費者にとっては、本当に本物の特定適格消費者団体からのメールなのかというところがまず心配になるかと思えます。そうなってくると、信頼できるシステムを通してやりとりをすることによって、真実性、信頼性、参加率が上がってくるのではないかと思います。

特定適格消費者団体の方にとっても、通知漏れだとか未受信等のトラブルを回避したいというところがございます。その辺から信頼性ある共通システムを構築して、それを通し



て送受信をする。全団体がそれを通してやることによって、ますますその信頼性というのは高まっていくのではないかと思います。

もう一つ、活用場面としましては、特定適格消費者団体の業務支援という場面を考えています。対象消費者に対してどのような連絡をして、どのような返信をもらったのかなどなどは、個々に管理すると、現在の我々の実情からすると多大な負担となります。共通システムで個別対象消費者とのやりとりが記録、保存されるとともに、団体の業務管理記録に反映されるというような形に落とし込めるようなシステムを作れないだろうか。そうすれば、業務支援という側面も持つてくるのではないかと考えております。

簡単ではございますが、以上です。

○升田座長 ありがとうございます。

続きまして、京都消費者契約ネットワークの野々山さん、お願いいたします。

○京都消費者契約ネットワーク 野々山でございます。

京都消費者契約ネットワークは、京都府下を活動範囲といたしております。

報告書は22ページからになります。

会員数は100名余りで、予算規模としては収入・支出とも150万程度の活動をしております。

報告書に従ってお話をさせていただきます。

まず、体制・業務フローですけれども、会員や事務局に寄せられた消費者からの情報提供をもとに活動しております。その後のフローは、他の団体とほぼ同じであります。

最近の特徴といたしましては、真ん中にありますように、事務局への消費者からの情報提供件数が増えているということでもあります。2012年度では162件、2013年度では148件、2014年度は124件ということになっております。

それから、情報に関しましては、40条第1項に基づく国民生活センターからの情報提供というのは非常に重要だと考えております。私ども、これまで訴訟を13件、設立以来、提起しております。最高裁まで行ったのは7件あります。それぞれいろいろな判決が出てきておまして、一定の影響力があつたと考えておりますが、その一つの重要な証拠として、多数性とか、手口とか、そういう中身としては、40条1項に基づく国民生活センターの情報非常に重要であると考えております。

めくっていただきまして、次のところでありますが、40条1項に基づくもの以外で欲しいものがあるかということでもありますけれども、これは実は、各地方、京都府下のセンターにある約款であるとか勧誘資料ですね。そういう物です。そういうものの提供をしてもらいたいと思っております。

あと、今後、新しい制度になると、立証という関係では、勧誘関係では具体的に被害者の照会ということがありますが、そういうことが直接、団体に情報提供ができるような形で京都府はなっておりませんので、そういう形でのものをしてもらいたい。40条の中で一定そういうことができるような文言が2項にあるかと思いますけれども、これについては、

やはりそういうことを各自治体でも行ってもらうような推奨を是非していただきたいと思っております。

活動資金につきましては、先ほど言いましたように、150万ほどであります。人件費とか、その他活動費用の中で、差止請求関係業務として使用されているのは約30万であります。これは全て実費であります。印紙であったり、証拠の印刷費用とか、そういうものであります。労力は全て、弁護士費用も含めてボランティアであります。

活動資金の中の寄附の割合でありますけれども、そこに書いてありますように、約20万の寄附が毎年あります。これはいずれも会員の中の役員等が、ある意味自腹を切って寄附をして、その資金を支えているという状況であります。

広く浅く資金の寄附ができないのは、法30条を受けた施行規則21条1項8号で、どんなに低い金額であっても、寄附金をした者は氏名・住所及び職業の記載が必要となってくるわけでありまして、これを保管しておかなくてはいけないということがあります。そういうことによりまして、匿名で寄附を集めることができないという制度設計になっております。したがって、こういうことでは、広く浅く消費者の皆さんから一定の寄附を受けることが不可能だということは、ここは是非改善をしていただきたいと思っております。

それから、消費者団体制度の認知度を高くするためには、シンポジウムや講座の取組をしているわけでありまして、私ども、特に今、議論しているのは、この制度の名称であります。消費者団体訴訟制度、適格消費者団体、特定適格消費者団体という名称が法律で使われております。それから、消費者庁の出すパンフレットにも書いてありますが、これは、消費者が一読して何のことか分からないわけでありまして、ですから、やはり何らかの形で、法律を変える必要は全くないと思っておりますけれども、愛称的に一読して分かるネーミング、あるいは親しみやすいネーミングを付けて、その上で広めていかないと、広まっていかなければと思っております。

エピソードとしては、シンポジウム等をやると、私どもが行った訴訟については皆さん、御存じでした。こういう訴訟をやって、こういう判決があったということは、しかし、それをやっていた団体が適格消費者団体であるということは全く知らないわけでありまして、それは、この名前がやはり、新聞ではNPO法人とか、そのような形で紹介されるわけでありまして、やはり認知度を高くするには、その辺の工夫が必要だと考えているところでもあります。

それから、ボランティアでありますけれども、先ほど申し上げましたように、差止訴訟に係る弁護士活動は、交通費も払っておりませんし、費用を全く払っておりません。全てボランティアでやっております。これまでやった訴訟は全てそういう形でやっております。それから、役員についても、理事会の参加についての報酬、交通費は一切払っておりません。払えないです。それから、専門委員の検討をする訴訟の前段階に者についても一切払っておりません。事務局については、具体的な活動をしてもらっていますので、一定の金額を払っておりますけれども、それではこなせない部分がありますので、そこは会員が事

務局になっておりますので、ボランティアベースでやっているということでもあります。

それから、地方交付金については、ここに書いてあるとおりでありまして、この費用を全部この活動に使っているということでもあります。

あと、支援のための方策として是非考えていただきたいのが、これから新しくできる制度、集合訴訟の関係でありますけれども、これは、やはり悪徳商法のを押さえていくには、最初に資金のあるときに押さえておかななくては、その間に逃げて、どこかに資金を移動することが明らかでありますので、仮差押えの制度というのが不可欠だと考えております。仮差押えには保証金が必要です。その保証金を確保するのは、我々の中で今では十分ではありません。したがって、それを支えるボンド制度が是非必要である。先ほどKC'sからもありましたけれども、出発点が大事であります。そういうところで、行政主導でそういうボンド制度を作るということが必要になってくると思っております。

二つ目は、先ほど申し上げたような法30条を受けた規則21条1項8号の改正を是非行ってもらいたい。それによって、広く、浅く、寄附制度を活用することができるということでもあります。

それから、PIO-NETの早期整備は不可欠だと考えております。これから新しい訴訟が始まりますと、迅速性が要求されます。今はやはり、国民生活センター等に問い合わせると1か月程度は掛かるわけでありまして、その間に動きが終わってしまう可能性もあるわけでありまして、やはりPIO-NETが手元があれば、これが迅速に活用できるということになります。今の資金が直接できないのであれば、せめてこの設置コスト、ランニングコストを団体負担としないようにすることを是非実現していただきたいと思っております。

また、休眠預金の活用なども、是非考えていただきたいと思っております。

あと、40条1項の関係で不便なところは、先ほど申し上げたとおりであります。書面などの生資料が入るシステムが必要だということですね。

飛びまして26ページ、消費者団体訴訟制度で、今、私どもが幾つかの訴訟とか申入れ等をやる中で桎梏となっているのは、やはり消費者契約法9条1号の立証責任の問題です。これは今、議論されているところでありますけれども、是非とも立証責任の転換を実現していただきたいと思っております。

あともう一つ、被害回復制度につきましては、私どもは、今、どのような費用が掛かるか、それから、報酬としてどういう形で構築していくかを検討しているわけでありまして、まだできていない制度であります。このできていない制度について、どういう手順でいくのか、どういう費用が掛かるのかを、いろいろな事例等で考えているわけでありまして、それを他の団体と相談することが競争法に抵触するのではないかという指摘を受けております。ただ、この法律の第1条には、事業者と消費者に格差がある。どこの場面にあるかという、これは紛争解決の場面にあるわけでありまして。その格差をなくすためにこの制度をつくったということであるにもかかわらず、しかも、75条の3項では、各団体は協力してこの制度を運用しなさいと書いてあるにもかかわらず、協力したら事業者と同じよう

な競争法の網がかぶせられるということは、この制度の活用にとって非常に害になっていると。もちろん、全くの適用除外する必要はないわけでありませけれども、一定の範囲でそういうことができるようなシステム作り、あるいは環境作りが不可欠ではないかと。遠方の消費者の人を救うために一定のことをする。それは地域割りだと言われる危険性があるわけでありませけれども、そういう消費者の利便とかを考えていく上においては、その点の環境整備が是非とも必要であると考えております。

そのほかには、具体的には、先ほど言った市民に周知されるアイデアを更に検討していくことと、もう一つは、差止制度が今、景表法とか食品表示法にも拡大されているわけでありませけれども、それをするには、成分分析とか産地の確認がどうしても必要になるわけでありませ。それをする手段が今は全くないわけでありませ、是非ともそれを検査する機関に申出ができるようにしていただきたい。これは、具体的には国民生活センターであったり、農水省の検査機関であるFAMICに対して、無償で検査やテストができるようにしてもらいたい。そういう制度設計も必要であると考えております。

以上です。

○升田座長 ありがとうございます。

続きまして、全国消費生活相談員協会の石田さん、お願いいたします。

○全国消費生活相談員協会 全国消費生活相談員協会団体訴訟室の石田でございます。よろしくお願いいたします。

私どもの団体は、ほかの団体さんとかかなり違っているところがあると思いますので、団体の説明からさせていただきます。

設立が1977年ということで40年前ちょっと手前、38年くらい前に設立されております。そこからなのですけれども、やはりこれが国民生活センターの相談員の研修を受けた者の会として設立しました関係上、相談員の支援、レベルアップ、そして、消費者向けに消費者への広報活動とか啓発活動、そのようなものをメインとして消費者活動を行ってまいりました。

そういうことですので、一番最初、差止請求関係業務をどのように行っているかというフローのところなのですけれども、週末電話相談というのを、北海道、東京、大阪の3カ所で、週末、行政が相談を行っていないときに相談を行っております。昨年の相談件数自体は2,666件で、これは中核の地方都市の1週間開いているところの年間の相談件数と同じような件数になっております。

この内容を見てもみますと、おおむね国民生活センターの相談の傾向と全く同じような傾向を示しております。ですので、こういうことを根拠に、私どもの団体では、消費者への啓発活動を行ったり、事業者団体、そして行政にいろいろな意見を述べる時、この相談の件数と内容を根拠に行っておるところでございます。

そういうことを考えますと、もちろん、適格消費者団体としての申入れも、そうした相談の中から立ち上がってきたものを見て、あと、続きになりますけれども、国民生活セン

ターへの照会をかけ、そして申入れを行っているということになっておりますので、この週末電話相談というのは、私どもの団体にとりましては非常に重要な活動となっております。

ただ、先ほどから経費のお話等が出ておりますけれども、相談員さんの交通費と、本当に薄謝です。出ない方もいます。そういうものだけを含めても年間400万円ぐらいの金額が掛かっております。事務経費は全く除いてということですので、そういうものは負担になっておりますけれども、非常に重要な活動ということに位置づけまして、今後も継続していく予定です。

公益社団法人です。財政状況の規模を見ていただきますと、かなりの財政規模になっておりますので、全相協は、費用的には問題ないのではないかと、いろいろな活動に財政面では特に問題ないのではないと思われるかなとは思いますが、公益社団として、内部留保ということはできません。ですから、何らかの収益が多いというようなことがありましたら、全て公益活動に使っております。国民生活センターの方で毎年出前講座を1,000件ほど行っていたのですが、それが今年度は執り行われていないのですが、そういうことから、そういうものやってくれないかという地方からの声とかがございまして、今年度は自前で600件ほどを検討しています。次年度も同じように行う予定ですが、収支を見ていただきますとお分かりだと思うのですが、マイナス会計になっておりますので、これがどのくらい、いつも同じような形でできるかという、なかなかそうではありません。

こういうことを考えますと、差止請求関係業務、そしてまた今後の特定適格を目指すということになりますと、一定の何らかの支援をいただいで行うということが、継続的に活動を行っていくためには必要なことかと考えておりますので、是非団体に対する支援をお願いしたいと思っております。

それと、40条1項に基づく情報提供ですけれども、地方公共団体とは覚書を交わしておりますが、相談件数もそうですけれども、実際に地方公共団体が入手している契約約款ですとかチラシ・パンフレット、そのようなものを、個人情報を出さない形で入手するというようなことを取決めしていただいております。ただ、それは全国にわたっておりますけれども、東京都と北海道と札幌市という形で、あとは覚書とまではいきませんが、内規で行っていただいているところはございます。

あともう一点、特定適格団体に対する支援として、確定手続以降のものについては、例えば事業者が倒産してしまった等が考えられるということから、それ以降については、何らかの貸付金が行われるということを希望しております。そうした場合には、例えば倒産などの場合には、返還免除というようなことも付けた行政の貸付をいただけたらと考えております。

以上です。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、先ほど最初に御紹介いたしましたけれども、ほかの団体の方々から順次お話を伺いたいと思いますが、先ほどのような趣旨で、時間もお守りいただきまして、お願いしたいと思います。

まず最初に、消費者機構日本の磯辺さん、お願いします。

○磯辺委員 消費者機構日本の磯辺でございます。

私の方で一つお話ししたいのは、今日は支援のためのお話ということで、かなり団体の厳しい現状というのを率直にお話しすることになっております。ただ、机上配布されている資料にもありますように、差止請求で確実な成果が実際に得られている。つまり、裁判外の差止請求、裁判の差止請求を行って、かなりの数の不当な約款等が是正されているという事実がございます。そういった活動の実績が、こういうボランティアの活動で支えられているという問題なのだということで、単に団体が困っているだけの問題ではない。そういう活動実績が非常にたくさん生まれていて、それを維持拡大していく、新しい制度をどう活用していくかという中での課題であるということ、御理解いただいていると思いますけれども、念のために冒頭にお話しさせていただきたいと思います。

その上で、私の方からは、特に「4. 消費者団体訴訟制度について」の制度の円滑な運用のために消費者庁、地方公共団体に取り組んでほしいところということで、6ページの上からのところについて、少し御説明をしたいと思います。

今、適格消費者団体は、自ら得た端緒情報について、初めて取組ができるということになりますが、被害回復関係業務が始まることも想定し、差止めを更に有効にすることを考えますと、端緒情報を入手していない段階であっても、行政の方で、これは被害が多発しているという情報については、団体に提供していただくという仕組みを何とか検討できないだろうかということ、1点目、述べさせていただいております。

二つ目ですけれども、多くの都道府県に、今、消費者訴訟の支援制度がございます。これは、消費者が被害に遭って、被害救済委員会等であっせんを事業者に対して求めたけれども、あっせんが不調になったという場合に、その事案が多数消費者に及ぶだろうという背景があれば、その消費者が訴訟を起こすことで、ほかの消費者の被害も止められるだろうという趣旨で、その訴訟を支援しようという制度がございます。東京都の条例から、その訴訟支援制度について関連する事項の抜粋を付けさせていただいておりますが、そういった消費者訴訟支援制度を、この消費者団体がやる新しい制度にも考え方を拡充していくということが非常に有効ではないかと、既にモデルのパターンがありますので、思っております。その点について、問題意識を持っているということ、是非御理解いただければということです。

そういった中で、東京都の消費生活対策審議会でも被害救済の充実の施策というのが既に報告として課題出しされていますので、国の制度と地方公共団体の関係、どのようにうまく役割を果たしながらやっていくのかということが必要ですけれども、是非自治体の取組も後押しする、国と責任関係で間にボールが落ちないように、是非円滑に進めていただ

くことが必要かということで、問題提起をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○升田座長 ありがとうございます。

続きまして、消費者ネット広島の宗山さん、お願いいたします。

○消費者ネット広島 消費者ネット広島の宗山です。よろしくお願いします。

私どもも、適格消費者団体の中では個人会員が一番多い組織ではないかと思っているのですが、現状、報告書には数字を書いておりませんが、昨年度の実績でいえば、会費と寄附を合わせて135万円余り。しかしながら、支出だけ見ても、管理費だけで166万円掛かっておるような状況で、広島県の方から活性化基金の委託事業を7年ぐらい前から、相談員のレベルアップ研修であるとか、今はしておりませんが、養成講座であるとか、現状は見守りメルマガを、高齢者被害が多いので、こういうふうに見守ってほしいという「見守りねっと」の委託を受けております。それがあって初めて、何とかペイということになっているのですが、基金については、ずっとあるということでもございませんので、是非、基金の継続もですが、何らかの援助をしていただきたいということです。

あと、検討委員のメンバーであるとか、理事会のメンバーであるとか、消費者ネットの場合は1円も出しておりませんで、皆、ボランティアということで、メンバーも現状は固定しているというような状況になっています。

情報提供については、弁護士会の消費者委員会の援助で、そういう情報提供の電話を弁護士の先生にも対応はしていただいておりますけれども、これも全てボランティアということなので、その辺を是非御検討いただくようにお願いします。

以上です。

○升田座長 ありがとうございます。

続きまして、ひょうご消費者ネットの山崎さん、お願いいたします。

○ひょうご消費者ネット 山崎でございます。

我々も、非常に小さい団体ですが、ボランティアの活動に専ら依存しておりますが、ボランティアどころか、私は理事長ですが、理事長になりますと毎年20万円ぐらい会に寄附するというのが恒例になっております。そうしないと運営できない。毎回毎回、私は理事長を続けるたびごとにお金が減るという話です。

理事長が率先垂範しないとほかの人はついていけないので、みんな無償で喜んでやっている。こういう状況どころか、特に支援事業などの外部講師の方は、一生懸命お願いをいたしまして、講演料を一部バックしてもらおう。こういうことを工夫しながら細々と行っております。

実は私は、長いこと日本弁護士連合会や近畿弁護士連合会に加入していました関係で、世界各国の消費者団体との交流があります。イギリスのWhich?、韓国の消費者同盟、オーストラリアのACCAN、シンガポールのCASE、ずっと交流がありまして、我々の団体の現状を

お話しすると、あきれられます。誠に情けないので、それはまさしく10年ないし20年前の我々の姿であるから、君たち、頑張ってくれたまえ、20年遅れているということを言われるのであります。

それと、筑波大学の高橋義明先生がこの前講演会に来ていただきましたので、世界の消費者団体の現状というのを把握いたしました。分けると大体6点になろうかと思えます。まず、相談業務です。相談業務を確実に取得している。韓国の同盟と話をしましたら、うちは闘って相談業務を国からとったのだということを一生懸命言われておりまして、感銘を受けました。ところが、この日本の国は行政中心で相談業務を行っておりますから、制度を変えるためには大改正が必要です。

2番目、商品テストと雑誌販売。Which?、CHOICEというところに私が行ってきたときに、アメリカのConsumers Unionもそうなのですけれども、たくさんの商品テストをして、それを会員の方が購読して、それによって収入源になっている。こういうことも日本では無理です。国センがありますからね。大きな制度改革が違うのですね。

3番目は訴訟による利益。裁判をやって、勝つことによって利益を得る。これは今後の集団的消費者被害の訴訟がどう動くかを見守っていますが、余り大きな利益が得られるとは期待できません。

4番目は寄附です。アメリカなどは大きな寄附をしていますが、税法上の特例というのが向こうは大変あって、こちらにはないのですね。贈与税の特定団体になるように、我々は今、頑張っておりますけれども、なかなか難しいです。

5番目に会費収入ですが、会員になってどれぐらいのメリットがあんねんという段階で、全然メリットがないから、会員になってもらえないということです。

そして、公的団体です。昨日、慶應大学でイギリスのハル大学のクリスチャン教授というのとお会いして、お話ししてきましたけれども、公的資金というのがフランス、ドイツは潤沢にあるのに、日本はなかなかない。これも法改正が必要ですが、いずれにせよ、よその国で消費者にそれなりの力があるのは、それなりの理由があって、日本はないのです。ここを明確にしておきたい。少なくとも、ひょうご消費者ネットに相談したら、全部最後まできっちりやってくれて、集団訴訟まで必要なものはやってもらえる、こういう信頼がなくて、突然決まったような集団訴訟だけやるということは、我々としては非常に難しいですね。

最後に寄附ですけれども、寄附は今、ファンディングというのをジャパン何とかというところに関わったり、あるいは共感寄附、ひょうごコミュニティ財団というところがやってくれているところに関わったり、あるいは今やろうとしているのは遺産です。お金持ちが遺産を公的な団体に寄附したいという人が中にあるので、そういうところへ我々は連帯して、遺言を作るときに、市役所やそこら辺のところに関わるとしたら、ひょうご消費者ネットに寄附してくれと、こういうキャンペーンをやっています。

最後に、後でも聞かれたら答えるつもりですけれども、こういう苦しい状況で何とか知



恵を絞って頑張っている状況で、何とか事務の簡素化を果たしていただきたい。

後で発言の機会があればお答えしますが、一応、ひょうご消費者ネットとしてはこのぐらいです。

○升田座長 ありがとうございます。

続きまして、埼玉消費者被害をなくす会の満尾さん、お願いいたします。

○埼玉消費者被害をなくす会 埼玉の満尾です。

経済的に苦しいということに関しては埼玉も同様でございまして、まだ我々の会では、会議のときの交通費ぐらいは何とか出せているということなのですが、それも、会費を集めるというときには皆さんに交通費が配られて、来たものに幾らか足して会費としてすぐに戻すというようなことが起こったりしているような状態です。

また、消費者基金が解散になってしまった関係で、我々の方では、それが直接そのまま差止訴訟の場合の弁護士費用、もともと通常の弁護士費用に比べるとかなり安価であったところなのですが、それをそのまま下げざるを得なくて、弁護士の中でもともと分配を任せていたのですが、それを半分ぐらいに減らした上で、よろしくというような感じになっているということで、かなり訴訟を含めて、ボランティアとまではいかないまでも、それに近いベースになっているという状況がございまして。

また、寄附を集めるということに関しても、今ある制度的なものも含めてお伝えもして、団体でもいろいろ回って寄附のお願いなどもしているのですが、メリットを十分に感じていただきづらくて、寄附もなかなか集めるのに苦労しているという状況がございまして。

それで今後、集団的消費者被害回復が始まってくるとなると、ぎりぎりまで回しているところでございまして、先ほどもお話に出た仮差押えの担保など、まとまったお金について用意できる状況ではないということになってきますので、制度的な手配をいただきたいということもあります。

それから、情報提供に関しましては、埼玉のなくす会では、県との間で覚書を交わさせていただいています。これによって、県との間では、行政の方、担当者がよく代わられますけれども、代わられても、覚書があるということで、比較的民間団体である我々に対する情報提供がスムーズにまだいっている方かなとは思いますが、そういうものがないところでは、なかなかそういった難しさも出てきているかなと思いますので、このあたりがPIO-NETで変わるということになるのかどうなのか。スムーズな迅速性が求められる情報収集ということについて、十分なお手配をいただきたいと考えております。

以上です。

○升田座長 ありがとうございます。

続きまして、消費者支援ネット北海道の道尻さん、お願いいたします。

○消費者支援ネット北海道 消費者支援ネット北海道の専務理事の道尻と申します。

資料の方は38ページ以下にございますけれども、我々の団体も、ごく概略を御説明しますと、検討関係の部門、それから理事会もそうですけれども、皆、ボランティアでやって

いるということでありまして、訴訟のときだけは、弁護団に相場よりは低い費用を支払っているということです。交通費も、数年前までは実質的に払っていたのですが、今も形式的には出していますけれども、その場で寄附してもらおうようになったと。そうしないともうやっていけないということで、取扱いを変更しています。

収入の関係ですけれども、寄附を何とか殖やしたいということで、いろいろな活動はしているのですが、実際なかなか殖えないという実情があります。

それで、行政からの委託事業というのの一つの方策として取り組んでいるわけですが、この資料の中には、344万円の支払を受けているということになっておりますが、これは北海道ですとか、札幌市ですとか、そういったところに事務局長が日頃から通って関係性を維持して、毎年、今年もお願いしますという形で事業を委託してもらっているということです。

ただ、中身を少し御説明しますと、実際に事業で消費者向けセミナー、あるいは事業者向け消費者志向経営セミナー、そういったものをやる費用で、実は利益が上がるものではないということです。

では、それをなぜやるのかといいますと、そこの事業の中から、本来、事務局サイドがもらうべき人件費の部分ですとか、あるいはセミナーの講師を行う弁護士、司法書士がもらう講師料、そういったものの中から寄附をお願いして、何とかこの団体の維持に協力してくださいということをお願いして、出してもらっているということで、この事業規模に対して数十万円くらいの実質的なプラスでしかないのですけれども、それでも維持していく上での非常に重要な、今では欠かせない一つのツールになっているという現状があります。

あともう一点だけ、ボランティアに頼っていることの危うさといいますか、問題がちょっと表面化したような事例が最近ありました。といいますのは、いろいろな検討の会議に来ていただく方も、本業を優先とかいうところがあったり、あるいは出席をなかなかしてくれない、それから無断で欠席してしまう、更には、その日会議する予定だった起案を出してくれない。やはりこういう方がいまして、本来お金をもらってやっている仕事だとすればとてもあり得ないようなことが起こってしまうという実情にありました。全体の中からいうと一部ですけれども、やはりそういったことが起こってくると、これから更に拡大したりとか、あるいは世代交代を見据えて継続性を維持していきたいというときに不安要素があるなと感じたところです。

以上です。

○升田座長 ありがとうございます。

続きまして、消費者被害防止ネットワークの外山さん、お願いいたします。

○消費者被害防止ネットワーク東海 消費者被害防止ネットワークの事務局長の外山と申します。

基本的には文書でお答えしていますので、今、ホクネットの方からちょっと紹介があり

ましたけれども、やはり私どももボランティアベースで、うちの場合は検討委員会というふうには事案の検討をする会を呼んでいます、そこで、いわゆる必要とされるスピードとか、迅速性を欠くようなことも幾つかありまして、私は事務局ですけれども、ただしボランティアという形なので、余り強くは言えずに苦慮していると。例えば、2か月前に回答を出したのだけれども、その後どうなりましたかと、いわゆる代理人弁護士から問合せがあったりだとか、それから、消費者から相談という形で電話がありまして、うちが申入れしていた事業者に被害に遭って、交渉したら、いや、その事案はもう回答を出して時間もたっている、もう終わりましたと。うちはまだ一生懸命検討中なのですけれどもね。

そういうこともありまして、そういう意味で、本来あるべき役割を担うという意味で、やはりボランティアベースということでは、その辺で迅速性を欠くという問題を抱えています。

それから、検討項目の中で民間基金の創設というのがありますが、先ほど消費者委員会の方から官民連携のワーキング・グループの報告もありましたけれども、本検討会での検討対象として、民間の基金に限定される理由はないものと考えますので、公的な資金の投入についてもきちんと検討をお願いしたいと考えます。

それから、PIO-NETの設置についてどうするかということは、うちの団体の組織、理事会では、まだ方向を出せていません。ただし、今度の新しい訴訟制度、うちも使命感からは是非認定を取りたいと考えていますが、その観点からいうと必要だと考えております。ただし、そのときに初期投資費用、配備費用もありますけれども、やはり一番問題になるのは運用問題で、オペレーターもかなりのスキルがないことには操作ができないという代物ですので、その辺の運用についていろいろと、今の配備、各地方公共団体に配備されているのと同じような中身ではなくて、もう少し配備する際には工夫をお願いしたいということがあります。

それから、事務作業の問題の共通化という話が出ていますが、それについては私どもも同じような考え方を持っておりまして、今日のヒアリング資料の「5. そのほか」、本検討会で検討を希望する具体的な事項はということで、ざっと羅列してありますので、是非お目通しいただいて、検討項目に加えていただきたいということと、この検討会ですが、この検討会が終わって、それで終わりということにはせず、中長期的な立場から、適格消費者団体、それから特定適格消費者団体の支援の在り方については、引き続き検討していくような場なりを是非設けていただきたいということで考えております。よろしくお願ひします。

○升田座長 ありがとうございます。

続きまして、大分県消費者問題ネットワークの井田さん、お願いいたします。

○大分県消費者ネットワーク 理事長の井田でございます。

大分県に関しては、ペーパーの53から56という形で回答させていただいております。

このうち、ボランティアというお話が幾つか出てきましたけれども、具体的にどうしているのかということなので、54ページに少し、ボランティアはどのような場面で、どの程度活用しているかということを書かせてもらいました。ここはほかの団体ともそんなに変わらないとは思いますが、中には、本来なら、いわゆる法律専門家であれば有償である業務について、無償でしているというような現状がございます。私たちは検討委員会というところ、差止めに関する内容を検討するところで11名という余り多くないメンバーでやっているのですが、それはやはりボランティアなので、余り月1回とか月1.5回というのを頼みづらいというのが正直なところでございます。今のメンバーであれば、もともとの志を同じくして集まった者なので、ある程度ボランティアは続くと思うのですが、この団体が10年、20年続くに当たって、同じように後に続く人にボランティアを求めるとするのは、正直心苦しいなというところがございます。そこは我々も、ほかの団体と同じような悩みは持っております。

あと、本検討委員会で検討を希望する事項ということで、56ページに二つほど書かせていただきました。私達も特定適格消費者団体の認定を希望するというか、それに向けた体制を整えていきたいのですが、やはり情報提供の支援ということで、今回はあらかじめ被害者の見込み数とかを申立書に記載しないといけないとか、現実に被害に遭われたということであれば、迅速な対応を我々が差止請求以上に求められることとなりますので、この情報提供支援というもの、特に地方公共団体からということは、是非支援をいただきたい。

あと、事務負担軽減ということで、認定期間の長期化というのは、何度か認定を更新された団体については期間を延ばすとかいうようなことがあってもよいのではないかと考えております。

以上です。

○升田座長 ありがとうございます。

続きまして、消費者支援機構福岡の朝見さん、お願いいたします。

○消費者支援機構福岡 理事長の朝見でございます。

私どもの団体の現状と課題ということでお話をさせていただきたいと思っております。資料の方は57ページ以下でございます。

まず、財政状態をお話しさせていただきたいと思いますが、59ページに書いてございますけれども、私どもの団体は収入ベースで630万余りということで、比較的多い方かなという気もいたします。しかし、実はこの中身を見てもみますと、500万円程度は行政からの受託事業でございまして、これはその事業自体に全て使ってしまう、使い切らなければいけないということで、団体に残る性質のものではありません。もちろん、先ほどほかの団体からもありましたように、我々の会員が関わったときには、報酬が支払われた場合には寄附をお願いするということはございますけれども、基本的に受託事業からの収益というものが団体に残ることはありません。

そうしますと、残りの130万円というのは一体何かというと、これが会費でございます。それから、寄附金が若干、ここに7万円程度と書いていますが、設立当初あるいはその直後には、消費者系の弁護団の中から200～300万円の寄附をいただいたというのが現在の基盤の基礎にはなっておりますけれども、恒常的な寄附金というのは、先ほどお話をした会員からの寄附を含めてこの程度ということで、これで賄っております。

私どもは、事業者からの寄附は一切受け付けておりません。また、事業者向けのセミナー等を展開するというのも一切やっております。そういう意味で、そういう形での収入はないということになります。

今度は支払の方を見てまいりたいと思います。活動資金というところになるわけでございますけれども、活動の方につきましては、完全にボランティアベースでございます。月に1回、理事会、月に1回、検討委員会、それから、その下にあります各案件に対する検討チームというのがございます。これらを月1回ずつは開いておりますけれども、これらに対しては交通費、報酬、一切支払っておりません。

差止訴訟は、現在3件経験をしております。3件目は掛かったばかりですけれども、もうほぼ終わって、1件は最高裁に行こうとしております。この2件について見ますと、申入れから始まって、訴訟提起、終結まで、今掛かっているのが、1件につき大体25万前後だと思えます。弁護士に支払うのは1人5万円、掛ける1件につき4～5人という形でお支払をしております。ただ、実際問題は、申入れの段階から司法書士、相談員がかなりコミットして、一生懸命努力をしていただいておりますが、これに対して報酬を支払うということは、弁護士法との関係もありましてできないという状況にありますので、ここもどうしたらいいのかという問題を抱えております。

そういう中で、事務局経費、事務局の人件費につきましては、生協からのフルタイムあるいはパートタイムの出向で、フルタイム1名、パートタイム2名。それから、事務所経費につきましても、生協からの支援で提供を受けるという形で何とか回しているというのが現状でございます。

結局こうなってしまうと、ボランティアベースでいっておりますので、先ほど大分さんからのお話もありましたように、当初メンバーはそれなりの志を持っていますので、これで続いていきますけれども、なかなか新たに加わっていただく方を拾い上げることができずにいるということ。そして、活動していく人がどうしても固定化していくという問題を抱えております。

それから、簡単に申し上げますと、情報につきましては、福岡県と覚書を締結いたしました。一昨日、県の方で決裁が下りたということで、今後、これによって、県の方にあります契約書、約款等についての情報提供を受けることができる。どう運用していくかというのは、今後の課題になろうかと思えます。

もう時間が超過しましたので、ここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○升田座長 ありがとうございます。

最後になりましたけれども、消費者支援ネットくまもとの青山さん、お願いいたします。

○消費者支援ネットくまもと くまもとの青山でございます。

私どもの団体は、最後に適格消費者団体になったということなのですが、会員数は個人会員中心で約150名ということです。会費収入に頼っているというのが現状で、一口2,000円、広く薄くという形で設定したものですから、会費収入は寄附も合わせて年間約40万円の規模しかないのです。そうしますと、消費者契約法の要求するいろいろな設備とか、事務局員だとか、外形的な設備すら、その40万円ではとても賄えないことは分かります。だから、そういう意味で、事務所の賃料、電気代、そういうものは全部無償です。事務局員の給料も払っていない。もちろん、専門家の費用も一切払ったことはありません。そういう中で、本当に皆さんがボランティアで汗水たらして、やっと適格を去年とったという形になって、現在に至るわけでございます。

ただ、熊本県はすごく理解がありまして、去年は、国の活性化基金を利用して、県の補助金として700万円、今年350万円の補助金として立ててくれまして、これを大いに設備の充実であるとか、いろいろなところに勉強に行くとか、シンポジウムを開くとか、勉強会を開くとか、そういうことによって活動の活性化、県民に対する周知、そういうことに役立ててもらったのですけれども、本来業務である差止請求関係業務にはこれは一切使えないのです。事務所の関係の業務も、やはり差止請求関係業務というのは物すごく多異のです。書類を整理したり、いろいろな情報を収集したり、整理したりです。だから、物すごく痛いことは痛いです。シンポジウムとか勉強会を開くと、かえって事務所の業務は増えるわけですからね。その間ずっと、事務局員も含めて、みんなボランティア活動の量が増えていくわけ。そして、もらったお金は全部出ていくわけですからね。

そこで、今回の支援は、そういう適格消費者団体の本来業務である差止請求関係業務に関する真水としての支援をどうするかということをしっかり考えてもらいたいと思っています。ただ、どうしてそれがこれまで、もう随分時間がたっているのに、これから検討するということになるのかと思いますけれども、思うに、行政の差止請求という業務に対する責務とか、役割とか、権限とかが、消費者契約法上、全く書いていないということもあると思うのです。適格消費者団体だけの専権だという形になって、もうそれは適格消費者団体だけがやるのだということです。そういうことに対する行政のスタンスをもう少しきちんとしないと、そこからしか支援、あるいは予算の措置とかが生まれてこないと私は思っていて、それはちょっと今回の検討会とは議論の筋が違ふかもしれませんが、是非とも考えていただきたいと、私どものネットくまもとの意見として言いたいところでございます。

ほかにもいろいろあるのですが、ほかの団体がたくさん指摘されましたので、くまもとの意見としてはこれぐらいにしておきます。よろしくお願いいたします。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、各委員からの質問ということになりますが、前提として、まず、全員の今日おいでの方に同じ質問をするということになりますと、非常に時間も取りますので、質問をされるときに、どなたか御指名をいただきたいと思います。その質問を特定されまして、まず御質問いただきたいということと、もう一つは、質問されるときに、どうしても前提としていろいろ御自身の意見をお述べになるというのが過去の会合でしばしば見られるところなのですけれども、それはまた別途この会議でお話しいただけるといいますので、やはり今日はたくさんの方がおいでですし、先ほどもお話がありました中で、もう既に質問を予期してお答えを準備されている方もいらっしゃるようですので、できるだけ、遠路おいでいただきました方に発言の機会を確保するというのが、今日の会議の主要テーマでありますので、御自身の意見はお控えいただいて、まず質問に特化して御質問いただきたいと思います。

それでは、どなたか御質問ございましたら、お願いいたします。

長村委員、どうぞ。

○長村委員 プレゼンテーション、どうも大変ありがとうございました。勉強になりました。

幾つもお伺いしたいことはあるのですけれども、とりあえず一つ最初に。皆様方、ボランティアでやっていらっしゃるということはよく分かったのですけれども、この中で、基金についてお伺いしたいと思います。今、真水というお話もございましたけれども、仮に基金を設定する場合の範囲というのですかね。例えば何までをカバーすることをイメージして、皆様方、ここで基金と言っているのか、想定しているのかということについてお伺いしたいのですけれども、お一人ということでしたので。

○升田座長 一人とは限らないのですけれども、11人と言われても困るので、適宜そこは。

○長村委員 一番最初に御説明いただきました消費者支援機構関西の二之宮様で結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○消費者支援機構関西 代表してといたしますか、KC'sの考え方ということになるかと思えますけれども、時期によって、最初に言いましたように、考え方が違ってくるのだと思います。最初は、何にどれだけ掛かるのかが分からないと思っています。なので、新制度に基づく事前の交渉の話合いで解決すればいいのですけれども、どういうところと、どういう交渉をして任意での話合いで解決していくのか。今までの差止めだったら、ここで済むのですけれども、実際に任意に被害弁償してもらうだとか、あるいは製品の交換に応じてもらうだとか、ここから先は見えてこないところです。それらを踏まえて、その中から交渉が決裂して、訴訟にいったら、2段階目までいくのか、あるいはそこで和解が成立するのか、これも分かりません。

要するに、一番最後、配当にいくところまでの活動資金そのものを1回目、初期の段階には、基金の範囲として手当していただきたいと思っています。そこで大体見えてくると、その後は、どれぐらいの規模をどこに注入すればいいのかというのはある程度の判断がで

きるのではないかと考えております。

以上です。

○長村委員 ということは、例えば、こういう言い方は大変失礼ですけれども、ボランティアで、先ほど毎年20万円寄附とかというお話がありましたけれども、そういうボランティアの方について、通常どおりの人件費というか、今、いろいろな数字が出ていると思うのですが、例えば交通費ですとか謝金のようなもの。人件費まで含めて、ボランティアがボランティアであるとはいえなくなる程度ぐらいまでのことを想定されているわけではないという理解でよろしいのでしょうか。

○消費者支援機構関西 そこは想定と希望の話になると思うのですが、希望というところで言えば、それ全部というわけには、我々も、全くそれだと自主性といいますか、当然、お金を入ってもらうと、どこまで介入してくるのかという心配などところもありますので、一定程度合理的な範囲という言い方にならざるを得ないと思います。

ただ、最初、今はゼロベースですから、少なくとも正規にこれだけ掛かるのだったら半分は、あるいは8割はというところは、是非支援していただきたいと考えております。

○升田座長 ほかにいかがでしょうか。

榎本委員。

○榎本委員 ありがとうございます。商工会の榎本でございます。

改めて、皆様方のボランティア、あるいはボランティア精神で事業を進められているということに頭が下がる思いなのですが、その観点から2点ほど質問をしたいのですが、まず、配布資料35ページ、埼玉さんの資料を拝見したところ、会員拡大について、県内の経済団体に協力を呼びかけており、経済団体が心配している点も同じだと。あるいは、同じ方向を向いているという御感想を抱かれたということに記載いただいております。先ほど、消費者委員会のレポートにもありましたが、経済団体と消費者団体で、今後、具体的にどういった連携をしていけるということをお考えとしてお持ちかというところをお伺いしたい。

あと、先ほど福岡さんのプレゼンのときにありましたけれども、事業者からの寄附を一切受け付けていないという御発言がございましたが、それはそもそもなぜなのかという理由をお伺いしたいという2点、質問がございます。よろしく申し上げます。

○升田座長 では、最初に満尾さんからお願いいたします。

○埼玉消費者被害をなくす会 ありがとうございます。

正直、我々としては、回って、こういうことが必要だという意義を求めて、広い意味では事業者さんのためにもなるのですよということで、会員になっていただくという形で、お金を出していただくというお願いをしまして、なっていたいた企業さんには、なくす会の活動状況についてのニュースレターを定期的にお届けしているということではあるのですが、それを超えて何か具体的なアクションを起こすというところにまで至っている状況では今のところはございません。



○升田座長 それでは、朝見さん、お願いいたします。

○消費者支援機構福岡 これは、個々の事業者さんから寄附をいただくということになりますと、利益相反の問題が起こったときに、非常に我々としては説明しづらくなるということで、どこまでやれるか分からないけれども、とりあえずはそういう利益相反を回避しようという発想でございます。

○升田座長 そのほかいかがでしょうか。

塚本委員、どうぞ。

○塚本委員 京都消費者契約ネットワークの方に質問したいのですが、26ページ、消費者団体間での十分な協力関係を構築していく必要があると書かれているわけですが、私もそう思うのです。今お話を伺っていても、差止請求とかのコストに、例えばそれはボランティアベースでやられているので、団体さんによってかなり違うわけですね。では、本当に適正コストというか、実際に払ったらどのくらい掛かるのかというコストだとか、そういうことに関して、適格消費者団体間での情報共有だとか連絡調整自体も、今、そういう機会がないということでしょうか。

それから、ある意味、消費者庁さんにお伺いしたいのは、そういう事業者間同士の協力自体が法的にも制約されるようなことがあるかということをお伺いしたいのです。

○升田座長 野々山さん、お願いいたします。

○京都消費者契約ネットワーク まず、どういうコストが掛かるかについて、いろいろなシミュレーションを作って、どういう作業をしなくてはいけないか、これを今やっております。ただ、それに対してどうお金が掛かるかということになりますと、それがどこの議論にいくのかということによって、結構微妙な問題が起こってくるという認識があります。

通常の事業者と全く同じであるということになりますと、報酬を決めたり、いろいろな価格を決めるときのカルテル的なものにみなされる危険性があるわけです。だから、そういうことに対して我々はかなり慎重に対応しているのですけれども、それでいいのかという問題です。新たな制度の中で掛かるコスト、作業だけではなくてコストについてもやはり議論していかないといけない。削るところは削っていく、工夫するところは工夫していくと。最終的に消費者の皆さんには一定の負担をしてもらうしかない。その何が適正かということを考えていく上においては、やはりそういう情報共有が必要であるという認識を持っているということでもあります。

○加納制度課長 2点目の京都ネットワークの26ページの競争法の関係でございますけれども、事業者間の競争というよりは、ここで懸念が示されているのは、適格消費者団体間の競争という点だと思います。現状では、差止請求に関してということではありますが、とりわけ問題が今後発生し得るのが、いわゆる被害回復制度の報酬の関係でありまして、適格消費者団体も、対消費者との関係ではお金をもらって事業をする、訴訟追行をするということで事業者という側面が出てまいりますので、そこで競争法の適用はあると言わざるを得ません。その場合に、どこまで掛かってくるのかということございまして、先ほど

野々山さんのお話もありましたように、例えば価格カルテルみたいな話になってくると、これは独禁法上違法と言わざるを得ないという問題は生じると思います。

ただ、他面で、そういった個別具体の報酬の問題に至らないような、広く共通的なルールを作成する場合に、お互いに適格消費者団体間が協議をするということが、どこまで独禁法の適用があるのかというのは、それはまた検討の余地があると思っております、そこは別途検討していきたいと思っております。

○升田座長 それでは、ほかに御質問がありましたら。

岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 どうもお話しいただきましてありがとうございます。30分後ぐらいに出なければいけないので、早目に御質問させていただきました。

私もNPOをやっております、皆さんのボランティアな方を巻き込む難しさですとか、会費、寄附を幾らにするのかというのは本当に難しいなと思ながらお話を伺っております、共感するところが非常に多かったです。どうもありがとうございます。

その上で、全国消費生活相談員協会の石田様に御質問をさせていただきたいのと、あと、消費者機構日本及び消費者支援機構関西様の、事業規模が大きい団体様のどちらかにお伺いしたいと思うのですが、特に石田さんがやられているところは事業規模が飛び抜けて大きいというか、下手したら桁が二つぐらい違うと思うのですが、これがどういった要因で生じているのかということについて、率直に伺いたいと思っております。

というのは、自助努力による部分の改善がどこで、どこが制度によって支援が必要なのかという部分は、ある程度明確にしていくのが一つ重要なのかなと思っております。そういった中で、ベストプラクティスというところとあれですけれども、もちろん、首都圏というところもあると思うのですが、若しくはやっている事業が違うというところもあるかもしないですけれども、ここまでの事業、特に平成22年度から見ると結構な勢いで伸びていると思うのです。こういったところがなぜ生じていて、これはほかの協会さんもしかししたら盗める部分なのかどうなのか、そういったところについてお話を伺ってもよろしいですか。

○升田座長 石田さん、お願いします。

○全国消費生活相談員協会 私どもの団体は、先ほど御説明させていただきましたように、相談員が2,000名を超えている団体です。おのおの1万円を会費として払って入っております。

○岡本委員 それがビジネスモデルになっているのですか。

○全国消費生活相談員協会 ビジネスモデルというよりは、相談員の養成講座を卒業した者の団体で、それで、自分たちのレベルアップを図っていく。消費者生活相談というのは、本当に日々勉強というか、生活全てに関わっていますので、現状ですと、通信などはかなり法律も、今、改正で動いていますし、特商法にしても、消費者契約法にしても、日々いろいろな形で勉強していかなくてはいけないということで、一番最初、相談員をどうやって行政の中で同じ相談を受けられるかというようなことを、みんな同じ相談を受けられる

ように、相談員の資質を向上させるというようなことから始まっています。

ですから、1万円払うには、その1万円払う見返りというのが必要になってくるわけですね。そういうことで、全国7支部ございます。北海道から九州まで7支部で、支部ごとにいろいろな活動をしております。その地域地域で養成講座を開いたり、あと、賛助会員として企業さんも入っていますけれども、そういう企業さんと集まって、企業と消費者生活相談員の意見交換会みたいなものを行ったりとかです。

それでも、企業からたくさんもらっているということではなくて、年間10万円ぐらいのものなのですけれども、そのようなものとか、あと、いろいろなブックレットとかそういうものを、相談員用であったり、業務に役立つようなものを作って販売していたりとか、もともとそういうことですので、行政からの依頼があつて研修講座を開いたり、あと、消費者向けの講座、今年は600件と言いましたけれども、現在はどのようなものが多いかといいますと、消費者教育の関係から、消費生活センターが中心になって、消費者教育の拠点となるようなことになってまいりましたので、相談員さん自体が消費者教育に関わることが多くなってきましたので、今年度は、そういう消費者教育についての相談員さんの講座が求められているとか、あと、見守りですね。

以前は高齢者に対する講座というのが多かったのですけれども、ここ数年は、高齢者を見守る方、民生員さんとかケースワーカーさんとかいろいろ、そういう見守る方への講座とか、そういう依頼などが多くなっています。

ただ、以前はそういう講座や何かも行政から直接お願いしますということで入ってきていたのですけれども、それが現在は入札になっております。各地域に7支部ございますので、その地域での、県内でこういう入札があるというような情報が入ったときには、それに向けて、かなり企画を立て、こういう提案ではどうだろうかということでやっているのが事実です。

それと、消費者向けの講座なども行っていますので、有償で講座を依頼されるというようなこともあります。

ですから、規模的にかなり大きなお金が入っているのですけれども、それはかなり出ていっています。それでプラス・マイナス、今年度はマイナスになっている。次年度も多分マイナスだろうということになっています。

あと、そういうことに関わっている相談員さんは、やはり正規の金額が支払われている。何か研修を行えば、先生方は手当がされますけれども、そこで受付をしたり、いろいろやってくださっている地域の支部の相談員さんとかは、結構ボランティア精神でやっていますので、経費自体は、そういうところで少なくできているのかなというところはあります。ですから、規模だけを見て、あるのではないかと思われると、そうではなくて、まして公益ですので、留保するようなものが出ることはないという形です。

○升田座長 収入を増やす工夫ということですが、同じ趣旨の御質問だと思います。二之宮さん、いかがですか。

○消費者支援機構関西 収入を増やす工夫と、増やすという意味でお答えするならば、増えていないのです。設立当初から大体现状維持。設立当初のときに、KC'sの場合は、個人会員のみならず、団体会員というのも積極的に募りました。関西一円の消費者団体が集まって作ったという背景事情ももちろんあるのですが、現在取り組んでいる事業者との双方向コミュニケーションというのも設立当初から念頭にあったものです。そのため、事業者の団体会員というのもございます。その辺が増えもせず、減りもせず、ずっと続けているというところですよ。

昨年度、今年度ですかね、シンポジウム、総会のときに、その辺の参加者とのコミュニケーションというのも図ってみました。そのときに、要するに事業者の会員の方に、どうしてKC'sの会員になられて、何を期待されているかというところをお聞きしたことがございます。そうすると、やはり事業者の方も、別に敵対でも何でもなくて、公正な市場を目指すというところではKC'sの趣旨に賛同できるのだと。対話をすることによって、自分たちのコミュニケーション不足、消費者の観点を中からではなく外で知るところに参加する意義があるのだと、だから続けているのですとかいうお声もお聞きしました。

その辺は、ずっと言っているのですけれども、増えてはいないですね。要するに、この種の団体に限らずだと思えるのですけれども、会員数というのは設立時がいわばピークで、それを維持するのがやっとな。どうすれば増えていくのかというのは、我々もこういう方法がというのがあれば教えていただきたい。むしろそういう感じですかね。

○岡本委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○升田座長 磯辺委員は、また別途機会がありますので、ほかに。

大高委員、どうぞ。

○大高委員 ありがとうございます。

何点か聞きたいことがあるのですけれども、一つ一つした方がいいと思いますので。まずは情報の関係で幾つかの団体で地元の地方公共団体と協定なり覚書を結んで情報提供してもらっているという関係を確立していると。福岡では、つい先日できそうだというお話でしたが、非常にいいことだと思うのですけれども、もう少しそのあたりの具体的な情報を教えていただきたいと思っていて、端的に申し上げますと、どういう要件が満たされたときに、どのような情報を提供してもらえるのか。

また、あわせて、提供された情報の管理義務、守秘義務的なものですが、この辺についても、どのような形になっているのかについて、まず1点、教えていただきたいと思えます。団体は幾つかあったのですけれども。

○升田座長 ちょっとよろしいですか。質問を1個ずつ。

○大高委員 いや、お答えいただく団体を。福岡さんと広島さんにお答えいただいてよろしいですか。

○升田座長 それでは、広島の方、宗山さん、お願いいたします。

○消費者ネット広島 広島の方は、今年、年度で言えば昨年なのですが、3月に覚

書を広島市と結んでおります。いわゆる情報の整理と申しますか、一般の相談資料、特定資料、行政処分をされたときの情報、あとはPIO-NET情報ということで、今までですとPIO-NETの情報をいただいていたわけなのですが、最初はそこなのですが、情報の整理をすることによってスムーズにいろいろな個人情報も含めていただけることになってきたということと、あとは、これを結ぶことによって、相談員の方にもきちんと、消費者ネットとこういう契約を結んだので、こういう対応をしてくださいということで、マニュアルも相談員の方に、私どもで作ったものを渡して、それを活用していただいているということで、相談員の方からも、結ぶことによって、これは消費者ネットの方に情報提供をしてあげた方がいいという、もちろん相談員からの情報はもらえないのですが、積極的に相談者から消費者ネットの方に情報提供をしてほしいという呼びかけをしていただいていますので、情報提供とすれば、現状でいえば広島市で受けた情報提供が一番情報提供としていただいているという中身になっています。

○升田座長 それでは、朝見さん。

○消費者支援機構福岡 福岡県とは、つい二、三日前に福岡県の方で決裁がおりたということで、形式的にはセレモニーとして調印式を今後することになるのだらうと思いますが、基本的には、PIOの情報の40条照会を基本といたしまして、県が受けた相談の際に手に入れた契約書であったり、約款であったりというものについて、提供を求めることができるという規定にしております。

それともう一つは、県が条例に基づいて、あるいは特商法とか景表法に基づいて、行政措置を講じた場合について、その行政措置についての情報提供をもらえるということにしてありまして、更に個別的な案件について、個人情報欲しい、相談者についての情報が欲しい、接触がしたいという場合については、改めて県に対して本人の了承を得て情報提供をお願いしますという申入れができる、そういう立付けにしております。このために、情報の取扱い、使い方、管理の仕方について、団体内部での手続を文書化して、これも県の方に提出をして、こういう事務手続、取扱いでいきますということを踏まえて、この覚書を締結しております。

○大高委員 ありがとうございます。

○升田座長 そのほかに。

外山さん、どうぞ。

○消費者被害防止ネットワーク東海 ほとんどが40条書面とかPIO-NET情報の申請をする際の消費者契約法40条に基づく情報提供申請だと思うのですが、その場合は、まず、情報が欲しい事業者名を特定して、それも、その事業者に関わっての情報を全て下さいではなくて、ぐっと絞って、こうこうこういう事案、相談があったものについて抽出して、期間についても、ここ5年間だとかいうのを特定して提供されるのですね。うちも、愛知県名古屋市と内規であったり覚書を交わしたりしておりますが、その場合、当然、守秘義務というのがありまして、どの範囲でその情報を使うのかということと、もう一つ、

これは皆さん説明されていないけれども、その結果です。いわゆる申入れをした場合は、改善がされたのかどうかということについてもきちんと報告をするということになっています。

○升田座長 それでは、そのほかの質問がありましたら、どうぞ。

○大高委員 まさしくその関連ということになるのですけれども、逆に、幾つかの団体では、地方公共団体と余りいい関係が築けていないというところもあるように思います。特に、消費者支援機構関西では、回答に、地元の公共団体から支援を行わないという理由で実施されていないということが書いてございますけれども、これをもう少しいきさつ等について御紹介いただいてもいいでしょうか。二之宮さん、お願いいたします。

○升田座長 それでは、どうぞ。

○消費者支援機構関西 いきさつというか現状は、消費者行政を担っている部門、要するに我々の話をまずしに行くところの部署は比較的理解はあります。何とかしてあげたいということをおっしゃられます。ただ、その上へ上がっていくと、途端にストップが掛かる。消費者団体との連絡だとか、協力だとか、支援だとかというのは、今、それどころではない。要するに、全てがそういう形でとまっています。情報に関してもその一環で、どちらかという、けんもほろろといえますか、余りいい反応がないといえますか、簡単に断られるといえますか、そういった状況です。

○大高委員 そうしますと、団体としていろいろ努力はしているのだけれども、努力としてはこれ以上は難しいという状況が実情という理解でいいのですか。

○消費者支援機構関西 この話をずっと繰り返しておりますので、幾ら団体側としてやっても一緒だと思います。

○升田座長 そのほかの質問はありますか。

では、大高委員。

○大高委員 引き続きをお願いいたします。

先ほど神戸からも少し出ていましたけれども、各団体の回答を見ても、更新申請の負担が非常に重たいというのは、ほぼどの団体もおっしゃっていただいているから、少なくとも更新を経験された団体は多分おっしゃっていただいているようです。それで、ひょうごの方に教えていただきたいのですけれども、更新手続に係る事務負担というのはどの程度か。具体的にふだんの事務局業務にどの程度差し支える程度の重さなのかということと、恐らく日常的に消費者庁に定期的に報告とかをされていると思うのですけれども、そういったところと重複があるのかどうかとか、そういったことも含めて、実情を少し教えていただければよろしいでしょうか。

○升田座長 では、山崎さん、お願いいたします。

○ひょうご消費者ネット ひょうごの方では、昨年、認定更新の手続をやりましたが、事務局体制としては相当ヘビーで、しかも、不備な状況がずっと続いてきたものですから、現状では改善されましたが、本当に我々程度の小さい規模においては、認定に関する書類

等については非常に大きなウエートがありました。

更新手続に、消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類として事業者の申入れ書、事業者からの回答書、書証で提出した書類、シンポジウムの関連資料等々を提出する必要がある。しかし、適格団体というのは日常的に電子掲示板等での報告や毎年度の事業報告、会計報告等を行っているので、それについて適格団体の活動については相当程度チェックはできているはずだと思うのです。そもそも不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていなければ、法13条3項2号の要件を欠くことになり、適合命令や改善命令の対象となり、認定取り消しにもなるわけだから、そのようなことがなく更新を迎えた場合は、継続して適正な活動を行っていたことがむしろ推定されるはずで、更新時に必要な手続が多過ぎるのは非常に負担です。更新時の提出書類については、消費者契約法17条で既に提出されている内容に変更がないときは内容を省略できるとされているので、消費者庁だと思いますが、消費者庁は省略不可と言われている点はやはり問題ではないかと思っています。

以上です。

○升田座長 ほかにいかがでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。

質問項目の中に、現在の支出の状況等からして、十分な活動ができていると考えるかという質問がございます。その中で、やはり十分できていないという回答が多かったのかなと思うのですが、例えばこのヒアリング関係資料の13ページ、関西さんですね。情報提供があったけれども、限られた資源の中で検討する案件を絞らざるを得ない状況であるというお話がありました。

適格消費者団体として担うべき課題とかが非常に大きくなってきているのかなと思いますけれども、本来は担いたい、あるいは期待されているけれども、いろいろな制約の中でやれていないというような活動がもしあるのであれば、具体的にどんな活動ができていないのかというあたり。もう少し制約がなければやりたいと考えている活動がありましたら、具体的なものを教えていただければと思います。

○升田座長 どなたに。

○伊藤委員 では、今、御紹介した二之宮さん、よろしいでしょうか。

○升田座長 では、お願いいたします。

○消費者支援機構関西 最初の説明でも若干説明させていただきましたけれども、やはり検討グループのメンバーが固定されているので、そこに一番の問題があるのですが、情報提供が市民の方から寄せられる。KC'sの場合、比較的、一般のホームページを見ての情報というのが多いです。そうすると、まずざっと見ていった段階で、これは単なる情報提供にすぎないなというものから、これはちょっと我々では扱えないなというのを除外してい

ったとしても、これはちょっと調査した方がいいのではないかと、資料を取り寄せた方がいいのではないかとというのがまず残ります。資料を取り寄せたりすること自体は事務局レベルでできるのですけれども、取り寄せたところ、これはちょっと広がっていくのだとしたら、消費者問題として放っておけないなというものが幾つか残っていきます。

そうすると、検討グループを立ち上げて、本格的に検討に入って、事業者にここはどうなっているのだという申入れをしてという段階へ移していくわけです。ただ、そこで検討グループが既に動いている。動いている検討グループは大体同じメンバーですから、更にもう一つ検討を加えてということがなかなかお願いしづらい。では、別の検討グループを立ち上げるかということができれば、本当はそこに新グループを立ち上げて、是非取り組むべき案件だと思うのですが、先ほど言ったような事情で忙しいというのでなかなか集まってもらえない。そうすると、今やっているのは動いていますから、置いておけないですから、これはちょっと今はできないですねと。

やっているのが一つ、見込みが出て、交渉で終わるとなると、次のに取り組もうかとなるのだけれども、そのころにはまた次の情報提供が寄せられてと、そういう形で、優先してどれをやるかとなると、やはり被害の大きさとか直近性、あるいは法的问题の大きさというので、本当はもっとやりたいのだけれども、優先的にこれをやろうかというような状況が生じています。

○升田座長 ほかに御質問ございますでしょうか。

大高委員。

○大高委員 たびたび申しわけありません。

幾つか各団体さんから支援のメニューについて御提案があって、どれも、なるほどなところがあるのですけれども、中でも、例えば景表法の優良誤認表示とか食品表示法の事実に相違する表示について、かなり専門的な調査とかが必要な場合に、そういったところで公的検査機関による支援というのが、幾つかの団体からそういったところを気軽に使えるようにしてはどうかという提案があって、私はいいアイデアではないかと思いました。

現状ですけれども、いわば専門的な立証が必要だからということで、取り上げることを断念したりとか、申入れを諦めたとか、そのような困った事例がもしあるのであれば教えていただきたいと思います。消費者機構日本さんの方でお願いしていいですか。

○升田座長 どうぞ。

○磯辺委員 実は健康食品について、ある成分のについて、研究レビューとかを見ると、どうも有効性、機能性がないのではないかとというものがあります。しかし、それが既に広く流通しているというものがあります。その成分の研究レビューを、ちゃんと全ての研究成果を拾い出した上で、査読論文を中心に評価をまとめて、一つの考え方にまとめてもらうという作業を理系の専門家の方々、化学関係の専門家の方々をお願いしようかということで、そのボードを組もうかと思って検討したことがあります。ただ、そういった分野は



私どもにボランティアでなかなか協力してくれる方がいらっしゃらなくて、いろいろ御相談した結果、ボードを組んでやると大体300万ぐらい費用が掛かるねという話になりまして、それで諦めました。年間で差止請求に使える費用が最大200万ぐらいということになっていますので、それで諦めたという事案が1件ありました。

○升田座長 ほかにはよろしいですか。

三ツ石委員、どうぞ。

○三ツ石委員 野々山さんにお伺いしたいのですけれども、お配りいただいた資料2の25ページでございますが、PIO-NETの早期配備とその設置コスト、ランニングコストを団体負担とならないようにすることという関連で質問させていただきたいと思います。

まず一つ目なのですが、御説明の中で、センターに情報提供を頼むと1か月程度掛かるというお話があったかと思えます。これが何で1か月ぐらい掛かるのかということについて、何か説明等を聞かれていらっしゃったら教えていただきたいと思えます。

もう一つですけれども、もし、団体の方にPIO-NETが配備された場合に、その処理期間が自分たちでやればもっと早くなるというのが、どれくらい早くなると思われるのかということ。

あと、PIO-NETを配備した場合に、どのようなコスト、負担というものが生じると思われているのかということについて教えていただければと思います。

○升田座長 では、どうぞ。

○京都消費者契約ネットワーク 直接、なぜ掛かるかということを知っているわけではありませんが、一つは、やはり、こちらが頼んだときに、PIO-NETのシステムというのは、キーワードとかいろいろなものを組み合わせなくてはいけないわけです。あと、どの範囲でどのくらいのものを聞いているのかということの打合せがまず必要になってくるわけです。その関係でそれをやって、あとは内部的な決裁とかいろいろなものが掛かってきて、最終的には1か月ぐらい掛かる。このPIO-NETの照会というのは結構多いものですから、そういう意味では一定の期間が掛かってくるというふうに推測をしております。

あと、処理として早くなる。これは瞬時にできますから、もちろん、PIO-NETは簡単に私どもがぱっと行ってすぐできるものではなくて、一定の操作の訓練をしていかなくてははいけません。それから、先ほど言ったようにキーワードとかいろいろなものを組まなくてははいけませんので、簡単にすぐにできるわけではありませんが、私どものところには相談員の会員の方、役員の方がおられますから、そういう方はそういう訓練を受けておりますし、そういう意味では、その方が担当して、必要なものを出してもらおう。こういう範囲で、こういうことであるということであれば、そういう組合せの中で出していくことが、そのときにすぐにできるはずであります。

あと、コストは、配備とランニングコストがあるわけですが、配備自体は、今のシステム、新しいシステムは、あれも貸与ですか。

○全国消費生活相談員協会 そうです。

○京都消費者契約ネットワーク 新しい機械そのものを貸与して、LANも今、専用LANですか。それとも、政府のLGWANを使っている。

分かりました。そういうLANのものと機械のものがあるのですが、その貸与ではなくて、無償で貸与してもらおうというものです。そういうものをしていただければコストは掛からないし、ランニングコストも、いろいろな機器の管理になるわけですがけれども、そういうものも負担していただければいいと思っております。それさえすれば、別に後は、操作することについてはこちらは人は出せますから、機械の維持管理ですね。端末そのものと維持管理にコストが掛かるということになります。

○三ツ石委員 ありがとうございます。

○升田座長 ほかにいかがでしょうか。

長村委員、どうぞ。

○長村委員 ちょっと今までの御質問と離れるのですけれども、相談員協会様は公益認定を受けられている公益法人ということで、ほかの団体様はNPO法人。恐らく歴史的な経緯があって、そういうことではないかと思うのですけれども、代表で野々山様にお伺いできればと思うのですが、NPO法人と、例えば一般社団法人と、いろいろ可能性が今後出てくるかもしれない団体があると思うのですけれども、御自身のところでNPO法人であることのメリット、デメリットを比較して何か感じたことがあれば教えていただけますか。

○升田座長 どうぞ。

○京都消費者契約ネットワーク 法人でなくてはいけないということがありますので、法人化しているわけでありましてけれども、NPO法人と他の法人、私自身はそんなに比較をしてやっているわけではないのですけれども、NPO法人が一番手軽に法人化できて、ある程度の自由な活動ができるということでやっているわけでありまして、ほかの社団法人であるとか、あるいは一般社団とか、そういうものになってくると一定の制約が掛かってくる。公益法人などは特にそうだと思いますけれども、そういう意味では自由な活動とか、あるいはまた利益とか収益を上げていく上においては、NPO法人の方がやはりいいのではないかと思っております。

○升田座長 どうぞ。

○長村委員 例えば他の団体と決算を比較する、若しくはしたいというニーズというのはあるものなのでしょうか。

○京都消費者契約ネットワーク 決算そのものを比較するというニーズは特にはないですね。ただ、先ほど申し上げましたように、新しい制度について、こういう形でやっていく上において、どの程度のコストが掛かっていくのかということについては、議論を是非したいなと思っております。

○長村委員 それはつまり、直接の収支、赤字、黒字とかということではなくて、コスト構造がもし分かればというようなニュアンスでよろしいですか。

○京都消費者契約ネットワーク そうですね。

○長村委員 ありがとうございます。

○升田座長 よろしいですか。

榎本委員、どうぞ。

○榎本委員 ありがとうございます。

東海さんだと思うのですが、消費者志向経営セミナーを3か年度にわたって実施いただいたという記載がございますけれども、例えばでいいので、どんな内容で、参加費もどれくらい取られたのか、あるいは事業者側の反応はどうだったのかというところをお聞かせいただきたいと思います。それは、こういったことを中長期的につなげていけば、収益基盤の強化、あるいは団体の認知度というものにつながっていくと思いますので、その観点からお聞かせいただきたい。

あと、京都さんだと思うのですが、寄附のところで名前だとか、住所だとか、そういったものの記載はちょっと勘弁いただきたいという御指摘がございましたが、いいことをやっているの、それくらい書いてもいいのかなと半分思うのですが、それが寄附が集まりにくいボトルネックに本当に現場でなっているのかと、その2点をお聞かせいただきたいです。

○升田座長 それでは、まず、外山さんからお願いいたします。

○消費者被害防止ネットワーク東海 ありがとうございます。

事業者セミナー、消費者志向経営セミナーという形で3年ぐらいやったことがあります。それが2015年といいますか、うちの決算は1月1日から12月31日なので、実は今年、2015年は名古屋市と3月20日に事業セミナーをやって、それから、今年の11月19日に2回目。行政の方は年度が違うのですが、うち是一緒になってしまうのですが、そういうやり方に変えたのです。なぜ変えたかというのは、資金上の問題で言いますと、市の委託事業という形でやるよりも自前でやった方が、そして参加費を取った方がプラスが出ます。初回のときは確か、厚かましくも5,000円いただきました。そのときは、最近の消費者法制度についての基調報告をやって、その後、事例報告という形で、うちの団体を取り扱った申入れ事例について紹介をするというようなやり方でやりました。ただし、参加人数は少なかったです。せいぜい25だとか、30だとか、40だとか、そんな方しか集まっていただけませんでした。

幸い、参加していただいた方には、是非賛助会員にというお話もして、賛助会員という形で増えた部分があります。

それが、うちで言うと今年度から市の委託事業という形で事業セミナーをやります。今度、11月19日にやる事業セミナーは、100人定員でほぼもう満杯です。これは参加したらです。

それと、名古屋市の消費流通課というところとやるものですから、中小企業の振興も同じ課でやっていて、名古屋市の商工会議所だとか中小企業センターとか、そういうところにも宣伝に協力していただいて、そんなこともあって、参加者は多く集めることができま

したが、30万で請け負ったのですけれども、ほぼその金額はそのまま出ていくという形で、プラスは全く出ないという形で、どちらの形がいいのかと思っています。

それから、少しプラスして報告させていただいてよろしいですか。たまたまそういうことなのかもしれませんけれども、名古屋市は、消費流通課というところが消費者行政をやっているものですから、名古屋市の商工会議所だとか中小企業センターとうまくリンクし、なおかつ事業者向けのセミナーができるのですが、消費者向けのセミナーをやりたいのですと言ったら、うちは消費者向けのセミナーはやりませんと言われました。逆に、県は県民生活課というところで、ここで事業者向けと言ったら、いや、うちは事業者の方は管轄していないので、消費者向けだったらやりますけれどもという話で、地方行政で管轄している課によってそんな違いが出るのかなと思っています。ちょっと蛇足かもしれません。

○升田座長 では、野々山さん、お願いします。

○京都消費者契約ネットワーク 私の方で、住所、氏名等を出さないというのは、金額が低いものです。高額なものであれば、そういう制度ができた一つのは、一定の問題のある人が多額の、例えば企業とかどこかが出してしまっていて、それが消費者団体の活動について一定の影響力を与えるのではないかということを確認するための制度だと思うのですが、そういう高額なものは、それはそれで維持してもいいかもしれませんけれども、例えばクラウドファンディングで集めるとか、一定のイベントで1,000円ぐらいのものを皆さんに拠出してもらおうとか、あるいは、前にちょっと考えて、これがというのは断念しましたけれども、例えば生協などの会員の皆さんに、こういうことをやりましたということで、100円とか300円とか、そういうものでも1,000人が出せば一定の金額になるわけですね。そういうのに全部一々、名前と住所と連絡先を書いてもらっていたら、多分集まらないですね。だから、一定の金額以下のものについては、そういうものを省くという制度化が必要だと考えているところです。

○升田座長 そのほかいかがでしょうか。

大高委員、どうぞ。

○大高委員 ありがとうございます。

ひょうごの山崎さんにお伺いしたいのですが、先ほど冒頭のお話のところ、海外の消費者団体と日本の消費者団体の違いということで6点挙げていただいたかと思います。非常になるほどなと思ったのですが、恐らく先ほどは十分時間がなくてお話しいただけなかったところもあると思うので、特に4点目と5点目、寄附の広がりが少ないということと、会費収入がなかなか増えないという点について、日本でなかなかそれが広がらない原因について、どこにあると考えているのかお聞きしたい。

問題意識としては、団体の自助努力とか、若しくは制度を変えていくことで何とかなるような問題なのか、それだけではなかなか限界があって、最終的にやはり公的な資金ということも考えていかなければいけないような問題なのか。そのあたりについて、思うところがあれば教えていただければと思います。

○升田座長 それでは、山崎さん、どうぞ。

○ひょうご消費者ネット ひょうごの山崎です。

寄附については、とりえあえず税法上の特例は何とか取りたいので、特定の認定団体になりたいとは思っておりますが、それについても相当な、年間100件以上の寄附を受けるとか、かなり大変なハードルがあります。こういうハードルをなくしていただかないといけないのですが、前回は何をしたかといったら、ひょうごコミュニティ財団というところが共感寄附というのを、兵庫県内の公益な団体をリストアップして、そこにみんなを競わせる形で寄附事業に参加させる。その代わりに、コミュニティ財団は10%ほど抜く。しかし、一応兵庫県の皆さん方に周知徹底できるのと、そこに掛かる税金が免除されているので、比較的実入りが多いということになったので、それを利用したのです。

しかしながら、結果的には余りメリットがなかったのですね。特定をとるためには相当な努力があつて、これはまともに我々がやっていたら無理だと思うようになりました。寄附についての動機づけというのは、この団体に寄附したことが非常に自分にとって、寄附者にとって誇りになるとか、意義が感じられるとか、そういうことがすごく大事であつて、その前提として周知性もあり、我々に対する活動の社会的な評価がもっと高まるということが大事だと思っております。

会費収入も全く同じで、会員拡大、3,000円とかを我々は頂いていますけれども、その会員になったことでどれだけ大きなメリットを受けられるのかという点にすごく疑問があつて、例えばオーストラリアとかイギリスは、会員になったら商品テスト雑誌が送られてきて、法律相談が無料になって、そういうメリットが具体的に提示されるのですが、我々はないので、結果的にはボランティアで、寄附をお願いするのと同じような感じになってしまうので、拡大に支障が出ているのだと思っております。

○升田座長 ほかにいかがでしょうか。

三ツ石委員、どうぞ。

○三ツ石委員 ありがとうございます。

ひょうごの山崎さんにお伺いしたいのですが、相談と商品テストというところで法律改正が必要だというお話がございましたけれども、どういったところを改正する必要があるのか。例えば弁護士法72条の非弁活動とかなのか、あるいは国民生活センター法なのか、そういったところにつきまして、詳しく教えていただければと思います。

○升田座長 それでは、お願いします。

○ひょうご消費者ネット 山崎です。

この点についてはそれほど詳しくありませんが、むしろ消費者センターが、基本的には日本の相談業務というのは、当初、消費者問題が起こった段階で二つの選択があつたと思うのです。公的な相談を中心にして、その充実化を図るのか、それとも民間の法律相談・業務を行って、それを消費者団体に委ねるのかという2点があつたときに、消費者団体ではなくて、基本的に公的なものを充実させるという選択をされたのだと思うのです。とこ

ろが、よその国では、韓国などでもそうでしたけれども、最初の段階で相当なせめぎ合いがあって、消費者団体が信頼できるものとして育てなければならないと思った国は、相談業務の最初から、個別あっせん仲裁、最後の集団訴訟まで消費者団体が一貫して行って、そこが大きな担い手になった。しかし、当時、我々消費者団体というのはそこまでの信頼性がなかった。歴史的なもので分からないですけれども、そういう気がいたします。

商品テストも同じで、私がイギリスのWhich?に行ったときもそうなのですが、国民生活センターとかそういうもの以前に、彼らは商品テストをやっていて、国民からの信頼性が大きく、その『Which?』という本がイギリス国内ですごく売れるという、物すごく分厚い本を配布されて、それをイギリス国民は非常に喜んで見ている。それで、法律相談に行くと、その相談では無料になる。こういうシステムは、やはり大きな国としての方向性の転換が必要だと思います。小手先の法改正ではなくて、難しいので、このように今の日本の制度を大きく変えるというのは無理だから、少なくとも我々は一貫した情報を、法律相談業務でセンターが行ってきた相談業務に対して即アクセスして、センターの人たちもこれは集団訴訟が必要なのだというときに、我々に直ちに情報をくれる。少なくとも現状では、アクセス関係、情報での交換というのは不可欠に必要なのではないかと。商品テストなどについても同様で、我々は一番最後に来る被害救済のための集団的な回復なので、個別に行っている国民生活センター、あるいは消費生活センターの相談業務の方とどれだけストレスなくアクセスができるのか。そこが大きなポイントではないか。そのための法改正。最初に私が申し上げたのは、制度そのものの大きな違いを申し上げましたが、それを視野に入れて現状でできることはないか。その部分でも法改正が必要なのではないかと考えておりますので、そういう指摘をしました。

○升田座長 ほかに御質問ありますでしょうか。

塚本委員、どうぞ。

○塚本委員 それでは、消費者被害防止ネットワーク東海の方にお伺いしたいのですが、民間基金についていろいろな御意見がありましたが、例えば49ページを見せていただきますと、どちらかという民間基金に限定されるものではなくて、地球環境基金のようなものも検討すべきではないかということなのでしょうけれども、例えば民間の基金であることと、より公共的な色彩が強い基金と、どういう違いがあるのか。

私が知っている範囲で、単なる民間だったら、寄附をした場合に税制上の優遇措置は余りないと思うのです。前に杉並区がNPO支援基金を作って、それは一応、そこに寄附をすると、自治体が設置したことになるので、税制上の優遇措置が寄附者は受けられたと思うのです。なので、ここでいわれているイメージとしては、純粋な民間基金というよりも、もうちょっと公共的な基金で、例えば寄附とかの優遇も受けられるようなイメージで書かれているのか、その辺を教えてくださいたいのです。

○升田座長 外山さん、お願いします。

○消費者被害防止ネットワーク東海 そのことも含めて、是非検討課題として検討してい

ただきたいという意味であって、たまたまここで参考文案という形で出ささせていただいたのは、先ほど冒頭に説明があった官民連携のワーキング・グループというのがありまして、民で基金を作るというのもあるけれども、官民連携という意味で、いわゆる官と民が連携する形で基金みたいなものができるといいのではないかと私は思っているのです。

その場合に、官が出すというか、その前に、消費者支援基金というものがあったのですよ。これは日ハムが偽装問題を起こして、日ハムが1,000万ほど出して、それ以外の数社の民間企業が100万だとか何十万か出して、1,500万ほどの基金で消費者支援基金というものがあったのですけれども、それが一昨年、もう資金が枯渇して、その清算金みたいな形で分配されて、それで終わってしまったのです。これの問題は、最初、民間企業で出したのだけれども、その後、積み増しが全くなかった。だから、一回出しただけで、後はもう食い潰すだけと。それも、支援基金の理事会だとかをするだけで年間100万ぐらいの経費が掛かっていくということで、5年やればそれが500万減ってしまうわけですね。ということで、やはりきちんと毎年寄附もされるような基金にする必要がある。

それから、民間で基金をやるにしろ、一番最初、基金の仕組みだとか、手法だとか、それから、基金を募るので、消費者団体訴訟制度に関わるポータルサイトみたいなものを構築する費用だとか、そういういろいろな支援があると思うのです。だから、基金の資金を国が出すということに限定するだけではなくて、基金を作るのに国としてのいろいろな支援の在り方がある。もちろん基金の資金を出していただくのもお願いしたいと思うのですけれども、そういうことも含めて、一番最初、これは勝手に民間でやれと言われても、そんな体力は民間ではないので、立ち上がるまでは国として何らかの総合的な支援をお願いしたいです。是非検討をお願いしたい。そういう意味も含めて書いております。

○升田座長 時間も迫ってまいりましたけれども、残り1問というか、もうお一方ぐらいはありますが、よろしゅうございますでしょうか。

今日は本当にお忙しい中、全国各地からおいでいただきまして、本当にありがとうございました。まだいろいろな機会に御意見をいただくこともあろうかと思っておりますけれども、またひとつ御協力のほど、よろしく願いいたしたいと思っております。

最後になりますけれども、消費者庁の方から、まず、今日のこと何かお話しされることがあるかどうかという点と、もう一点は連絡事項がありますので、お願いいたしたいと思っております。

○加納制度課長 皆様、どうもありがとうございました。

まず、委員の皆様にも大体、適格団体の現状はこういうことであると生の声をお聞きいただいたということで、あと、適格団体の皆さんの御意見、いろいろと私どもとして、ちょっと整理しなくてはいけないかなと思っておりまして、運用でカバーできるところは工夫していきたいと考えますけれども、割と制度の本質に関わるような話もございまして。とりわけ、ちょっと感想めいた話で恐縮なのですが、行政との距離感をどうするかというのは非常に難しいところがございます。といいますのは、やはりこの制度自身は制度

の信頼性を確保する上で行政がきちんと団体の情報を把握して、適時適切に監督措置も含めて対応するということが信頼性を確保しているということもございますので、やはりある程度、団体の状況は行政としてはきちんと把握しないと責任を持った対応ができないということもございます。そういったところと、やはり広い意味での公的活動を担っているというところは、確かにそういう側面もございますので、そこをできる限り支援していく必要性はあると思っておりますので、今日の御意見も踏まえて、また整理していきたいと。

また、今日の御意見の中で何点か、具体的な事実関係に関する御指摘で、詳細は更に確認をしなければならないところもあるかなと思っておりますので、そこはまた確認をした上で、まず、正確な事実関係を踏まえた上で御議論いただくというふうにしていきたいと思っております。

以下、事務的な御連絡でございますけれども、次回の検討会は12月4日金曜日の14時から16時ということで予定をしておりますので、よろしく願いいたします。議題としては、今日も議論に出ましたけれども、PIO-NET端末の配備の問題、地方公共団体からの情報提供の問題、国民生活センターからの情報提供の問題などを予定しております。会場等の詳細が決まりましたら、また改めて御連絡を差し上げます。

私からは以上でございます。

○升田座長 本日はこれで閉会とさせていただきますけれども、まず、適格消費者団体の関係の方には本当にありがとうございました。

委員の方には、また第3回の検討会がございますので、よろしく願いしたいのですが、お手元の基本資料はお持ち帰りいただかないということと、今日、配布資料は全部持って帰ってもよろしいのですか。

○加納制度課長 配布資料は結構です。

○升田座長 その点は全部、ほかのものは持ち帰っていただけるということですので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。これにて閉会といたします。